淡路市子ども・子育て支援事業計画(第2期)

(令和2~6年度)

令和2年3月 淡路市

はじめに



少子化が深刻化する中、令和元年には出生数が初の90万人割れとなり、その対策は喫緊の課題となっています。国においては、子ども・子育てにおける多様な課題を解決するため、平成27年度から始まった「子ども・子育て支援新制度」のもと、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供やその無償化、地域における子育て支援等、総合的な支援の取組を進めています。

本市においても「淡路市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、国の方針に沿って計画的な支援の充実を図ってまいりました。特に平成30年度からは、子育てに関する総合的な相談の窓口として、子育て世代包括支援センター「おむすび」を開設するとともに、新たに病後児保育を開始することができました。

しかしながら、共働き家庭の増加、地域とのつながりの希薄な家庭の増加等、 子どもと子育て家庭、地域を取り巻く環境は今なお変化しています。

本市は、「いつかきっと帰りたくなる街づくり」のもと、将来にわたって住み 続けたいまちづくり、帰ってきて住みたいと思えるまちづくりをめざしていま す。その実現のためにも、「淡路市子ども・子育て支援事業計画(第2期)」にお いては、このような子育てをめぐる背景を鑑みて、子どもを生み育てやすく、子 ども一人ひとりが健やかに成長できる環境づくりを、引き続き地域ぐるみで実 現してまいりたいと考えています。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました淡路市子ども・子育て会議委員の皆様、ニーズ調査に貴重なご意見をいただきました保護者の皆様、貴重なご意見ご提言をいただきました市民の皆様や団体の方々に厚く御礼を申し上げますとともに、今後の計画推進に向け、引き続きご支援ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和2年3月

谈路市長 門 康彦

1. 計画の概要	
1.1. 計画策定の背景及び趣旨	
1.1.1. 計画策定の背景	
1.1.2. 計画の目的	
1.2. 計画の位置付けと計画期間	2
1.2.1. 計画の法的根拠	2
1.2.2. 計画の位置付け	2
1.2.3. 計画の期間	2
1.3. 子ども・子育て支援新制度の	既要3
2. 淡路市の子ども・子育てを取り巻く	犬況5
2.1. 社会的状況等	5
2.2. ニーズ調査結果でみる子育で	家庭の状況13
2.2.1. 調査の概要	
2.2.2. 調査結果	
2.3. 淡路市のこれまでの取組	
2.3.1. これまでの取組実績	
2.3.2. 実績に対する評価	
2.4. 子育て支援に関する国の制度	の動向31
2.5. これまでの取組や社会情勢、	†民ニーズ等を踏まえた課題33
3. 計画の基本的考え方	
3.1. 計画の基本理念	
3.2. 計画推進の基本的視点	
4. 子ども・子育て支援事業の推進	
4.1. 本計画で用いる推計児童数	
4.2. 教育・保育提供区域の設定	
4.3. 子ども・子育て支援事業に関	する量の見込みと確保方策39
4.3.1. 幼児期の学校教育・保育	事業の量の見込み及び確保方策40
4.3.2. 地域子ども・子育て支援	事業の量の見込み及び確保方策43
5. その他子ども・子育て支援施策の展	期51
5.1. すべての子どもたちの心豊か	な成長や発達への支援52
	とめの教育環境の整備52
5.1.2. 要保護児童への対応	

5.2. 安	心して子どもを生み育てるための支援57
5.2.1.	地域における子育て支援57
5.2.2.	親子の健康づくりの推進59
5.2.3.	仕事と家庭の両立支援61
5.3. 地	域ぐるみでの子育て支援62
5.3.1.	子育て支援ネットワークの充実62
5.3.2.	子どもをめぐる安全の確保63
5.3.3.	子育てを支援する生活環境の整備64
6. 推進体制	
6.1. 計	画推進及び進捗状況の評価65
6.1.1.	計画推進及び進捗状況の評価65
6.1.2.	計画推進に向けた関係機関の役割65
資料編	
1. 淡路市子	ども・子育て会議条例66
2. 淡路市子	ども・子育て会議委員名簿67
3. 計画策定	の経過68
4. ニーズ調	査で記載いただいた主な自由意見への回答69

1. 計画の概要



1.1. 計画策定の背景及び趣旨

1.1.1. 計画策定の背景

急速な少子化の進行や、子育て家庭の孤立、待機児童問題等、子ども・子育てをめぐる様々な課題を背景として、平成27年度から開始した「子ども・子育て支援新制度」では、 子育てをしやすい社会の実現のため、幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとしています。

市町村は、これらの子ども・子育て支援の実施主体として、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に事業を展開する役割を担っており、本市においても、平成27年度から「淡路市子ども・子育て支援事業計画(第1期)」(以下、「前計画」という。)に基づき、教育・保育の充実や、子育て世代包括支援センター「おむすび」、病後児保育等、地域のニーズに応じた様々な子育て支援策を行っています。

この間、国においては子育て支援を含む新たな制度として、子育て安心プラン、新しい 経済政策パッケージ、新・放課後子ども総合プラン等が整備されており、待機児童の解消 や幼児教育の無償化、働き方改革等、子育て環境の改善に資する支援制度の枠組みが整い つつあります。

前計画は、令和元年度に5年間の計画期間を終えることから、このような社会情勢の変化と最新のニーズを反映した新たな5年間の計画として、「淡路市子ども・子育て支援事業計画(第2期)」(以下、「本計画」という。)を策定するものです。

1.1.2. 計画の目的

本市は「第2次淡路市総合計画」において、「いつかきっと帰りたくなる街づくり」を 将来像とし、住み続けたい、帰ってきて住みたいと思えるまちづくりをめざしています。

また、「第3期淡路市地域福祉計画」では、「住み続けたい、しあわせのまち、淡路市」の基本理念のもと、少子高齢化の進行に伴うライフスタイルの多様化や地域における相互扶助機能の低下、子育て問題等様々な課題の解決をめざしています。

本計画は、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を通して、子育てに対する孤立感や負担感の解消、要保護児童への支援、家庭と仕事の両立等、子どもを生み育てやすい環境づくりを推進するとともに、子育て支援の面から、望ましいまちの実現に寄与することを目的とします。

1.2. 計画の位置付けと計画期間

1.2.1. 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づく「市町村行動計画」と一体的に策定するものです。

1.2.2. 計画の位置付け

本計画は、「淡路市総合計画」を上位計画とし、本市における子ども・子育て支援に関する方向性や目標及び具体的な施策・事業を示す分野別計画です。

また、本計画に関連する、その他の分野別計画(地域福祉計画、障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、高齢者保健福祉計画等)と整合を図り、策定するものです。

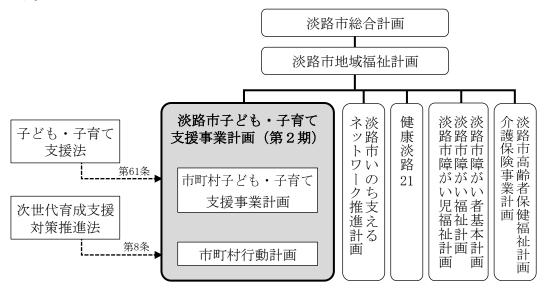


図 1.2.1 計画の位置付け

1.2.3. 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間として策定します。 また、本計画における施策が、社会情勢の変化の中で効果的に実現するよう進捗状況を 管理するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど、弾力的な対応を図ります。

平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
淡路市	市子ども	子育で	支援事業	計画					
		中間 見直し							
					第2期	炎路市子る	ビも·子育	て支援事	業計画
			ニーズ 調査	評価·見直し 計画改定			中間 見直し		

1.3. 子ども・子育て支援新制度の概要

国は、平成24年に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法を制定し、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度(子ども・子育て支援新制度)を導入することとしました。

子ども・子育て支援新制度は、「子どもの最善の利益」を実現する社会をめざすことを 前提に、障害、疾病、虐待、貧困等社会的支援の必要性の高い子どもやその家族を含め、 すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく 保障することをめざしています。また、従来の子育て支援に関する制度や財源を一元化し て新しい仕組みを構築し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家 庭における養育支援等を総合的に推進していくこととしています。

子ども・子育て支援新制度のポイント

①新制度では、教育・保育の場として、幼稚園、保育所、認定こども園のほか、新たに地域型保育が創設されました。また、これらの施設を利用するための認定区分が設けられました。

表 1.1 対象事業

施設型給付	幼稚園、保育所、認定こども園
地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

表 1.2 認定区分と利用できる施設

区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設			
1号認定	満3歳以上	なし (学校教育のみ)	幼稚園、認定こども園			
2号認定	満3歳以上	あり (保育認定)	保育所、認定こども園			
3号認定	満3歳未満	あり (保育認定)	保育所、認定こども園、地域型保育			

②認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善等)

- 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉 施設として法的に位置づけられました。
- 認定こども園の財政措置が「施設型給付」に一本化されました。

③地域の実情に応じた子ども・子育て支援

- 利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ等の「地域子ども・子育て支援事業」を充実していきます。
- 教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施していきます。

④市町村が実施主体

■ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施します。

⑤社会全体による費用負担

■ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提としています。

⑥政府の推進体制

■ 内閣府に子ども・子育て本部が設置され、これまで制度ごとでバラバラだった政府 の推進体制を一元的に実施されるようになりました。

⑦子ども・子育て会議の設置

- 国では、有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て 支援当事者(子ども・子育て支援に関する事業に従事する者)等が、子育て支援の 政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議 が設置されました。
- 同様に、市町村等においても、合議制機関(地方版子ども・子育て会議)の設置が 努力義務とされました。

【新制度における給付・事業の全体像】

子ども・子育て支援給付

- ①教育·保育給付(就学前児童)
 - ■施設型給付 ・ 幼稚園、保育所、 認定こども園
 - ■地域型保育給付 小規模保育、家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育
- ②児童手当(中学生まで)

地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業・子どもを守る地域 ネットワーク機能強化事業(その他要 保護児童等の支援に資する事業)
- ⑥子育て短期支援事業(ショートステイ事業)
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児保育事業
- ①学童保育(放課後児童健全育成事業)
- ②実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ③多様な主体が本制度に参入することを 促進するための事業

2. 淡路市の子ども・子育てを取り巻く状況



2.1. 社会的状况等

○ 淡路市の概況

淡路市は兵庫県南部に位置しています。淡路島の北側を占め、南に洲本市、北は明石 海峡を隔てて神戸市及び明石市と隣接しています。

市の面積は184.32km²、東西23.7km、南北21.9kmとなっています。

平成27年国勢調査によると、淡路市の地域別人口は、旧津名町が約三分の一と最も多く、ついで旧東浦町、旧北淡町、旧一宮町が同規模の人口となっています。



淡路市の地域区分

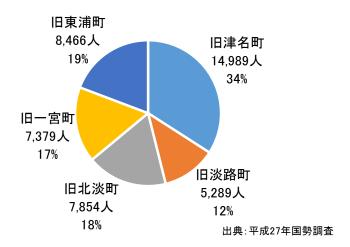


図 2.1.1 淡路市の地域別人口

〇 人口

平成27年国勢調査によると、淡路市の人口は43,977人、年齢層別に見ると、15歳未満が4,944人(11.3%)、15~64歳が22,995人(52.5%)、65歳以上が15,874人(36.2%)となっています。

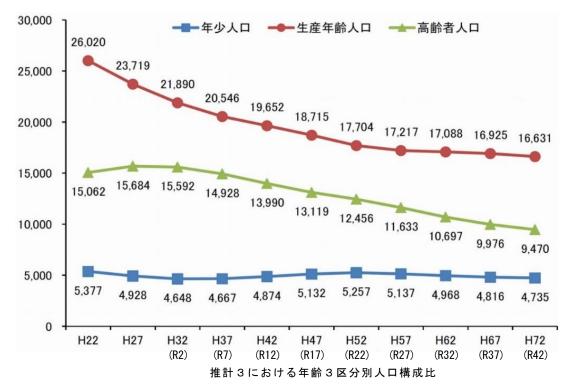
30年前の昭和60年と比較すると、人口は12,329人減少(-21.9%)、15歳未満人口は5,794人減少(-54.0%)している一方、65歳以上人口は5,479人増加(+52.7%)しており、少子高齢化が進んでいます。

淡路市の人口の推移 56, 306 ____ 54, 643 __ 60,000 53, 235 51,884 49.078 46, 459 10, 395 50,000 11, 120 43, 977 12, 394 13, 928 14, 488 40,000 15, 062 15, 874 ■65歳以上 30,000 ■15~64歳 35, 172 33, 861 32, 420 ■15歳未満 30, 681 28, 349 20,000 26, 020 22, 995 10,000 10, 738 9,662 8, 421 7, 275 6,042 5, 377 4,944 0 昭和60年 平成2年 平成7年 平成12年 平成17年 平成22年 平成27年 出典:国勢調査

図 2.1.2 淡路市の人口の推移

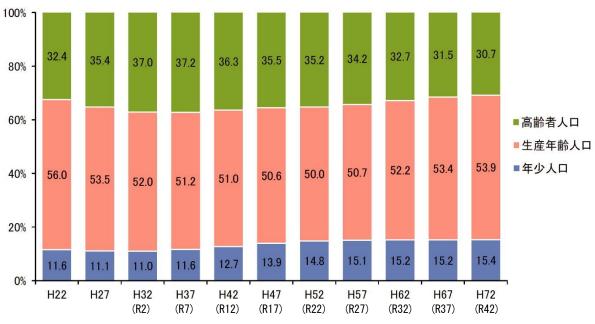
○ 市の関連計画における人口の見込み

「淡路市地域創生総合戦略・人口ビジョン」(平成29年6月)においては、様々な定住 促進策等を講じ、2060年に目標とする人口として、以下のような将来を展望しています。



淡路市地域創生総合戦略・人口ビジョン(平成29年6月)に加筆

図 2.1.3 淡路市人口ビジョンにおける将来人口の展望(年齢層別人口)



淡路市地域創生総合戦略・人口ビジョン(平成29年6月)に加筆

図 2.1.4 淡路市人口ビジョンにおける将来人口の展望(年齢層別人口比)

〇 世帯

世帯数は平成12年頃まで増加傾向にあり、以後横ばい傾向となっています。

1世帯あたりの世帯人員は継続して減少しています。世帯構造の推移を見ると、単独世帯が増加しています。



図 2.1.5 世帯数の推移

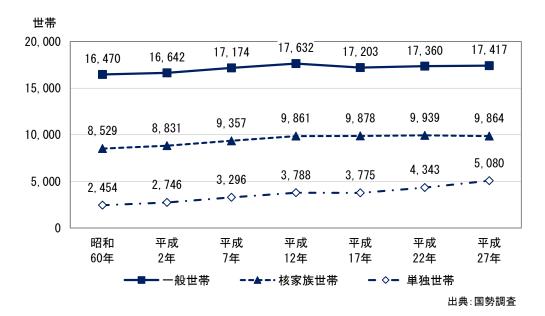


図 2.1.6 世帯構造別世帯数の推移

○ 未婚率

年齢別の配偶関係の状況について国勢調査により比較すると、淡路市の未婚者の割合は20歳代後半では全国平均より低い傾向があり、30歳以降は全国平均と同程度となっています。また、平成22年に比べると平成27年には未婚率が上がっており、晩婚化や非婚化が進んでいる傾向が見られます。

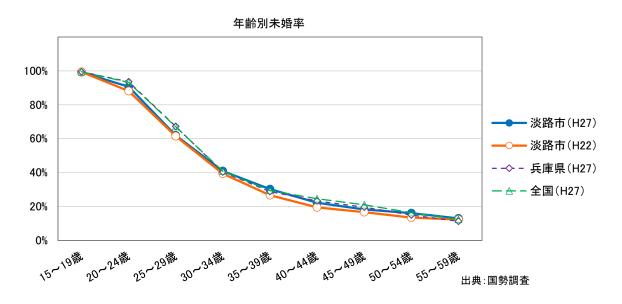


図 2.1.7 年齢別未婚率

○ 出生数・出生率

淡路市の出生数は年間300人を下回りつつ減少傾向となっています。

合計特殊出生率について全国の市区町村と淡路市を比較すると、淡路市は全国平均より出生率が高い傾向となっています。

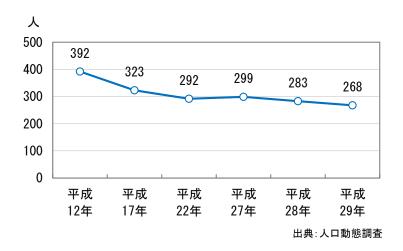
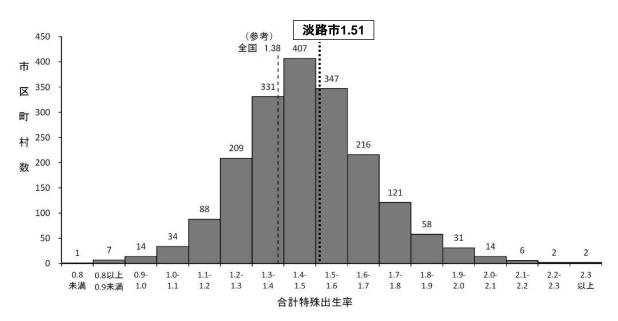


図 2.1.8 淡路市の出生数の推移



出典: 平成20年~平成24年人口動態保健所・市区町村別統計に加筆

図 2.1.9 市区町村別にみた合計特殊出生率の分布

○ 女性の就業状況

淡路市の女性の労働力率 (人口に占める労働力人口の割合) は30~39歳において一時 的に減少するものの、全国平均や兵庫県平均よりも高い傾向となっています。

ニーズ調査においても、就学前児童・小学生ともに約85%の母親が有職であり、淡路市においては、子育て世代においても就業する女性の割合が高いと考えられます。

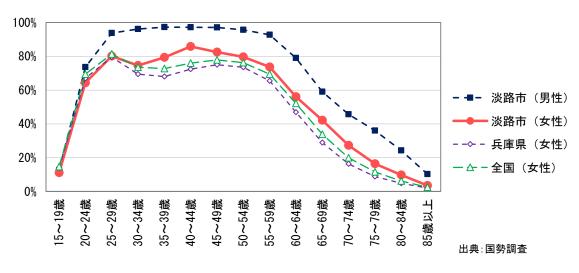
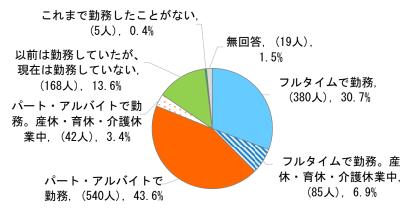


図 2.1.10 年齢別労働力率の比較

[就学前児童]

母親の就労状況 (未就学児)



就学前児童 n=1,239人

[小学生]

母親の就労状況 (小学生)

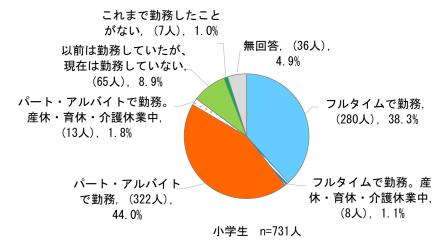


図 2.1.11 淡路市の母親の就労状況 (ニーズ調査より)

2.2. ニーズ調査結果でみる子育で家庭の状況

このニーズ調査は、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年3月に策定した「子ども・子育て支援事業計画」が平成31年度に終了することから、今後5年間の「子ども・子育て支援事業計画(第2期)」で確保を図るべき教育・保育・子育て支援に関して、市民におけるニーズ(現在の利用状況や今後の利用希望等)を把握することを目的として実施しました。

2.2.1. 調査の概要

[1] 調査対象者と実施手法

(ア) 就学前児童の保護者

	前回(平成25年度)	今回
調査区域	市内全域	市内全域
配布数	1,456人	1,549人
配布•回収方法	幼稚園・保育所利用者:施設を通し	幼稚園・保育所・認定こども園利用
	て配布・回収	者:施設を通して配布・回収
	未就園児:直接配布・郵送回収	未就園児:直接配布・郵送回収
回収数	1,173 (回収率80.6%)	1,239人(回収率80.0%)

(イ) 小学生の保護者

	前回(平成25年度)	今回
調査区域	市内全域	市内全域
配布数	610人	817人
配布·回収方法	小学校を通して配布・回収	同左
回収数	568人(回収率93.1%)	731人(回収率89.5%)

〔2〕 実施時期

平成31年1月

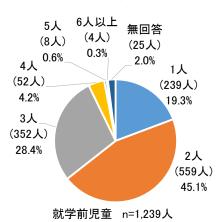
2.2.2. 調査結果

(1)子どもの人数

□ 就学前児童では約78.7%、小学生では約86.2%が2人きょうだい以上の家庭です。

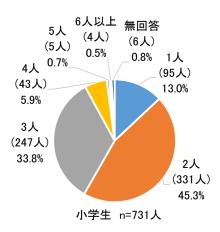
[就学前児童]

子供の人数



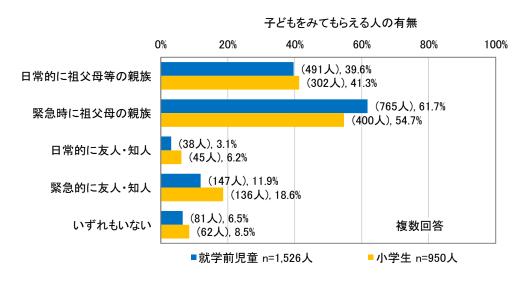
[小学生]

子供の人数



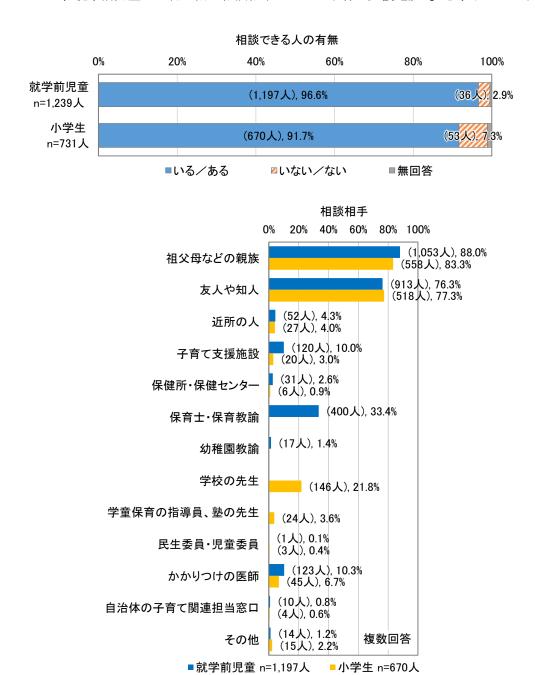
(2) 主な親族等協力者の状況

■ 祖父母等の親族が日常的に子どもをみてくれる割合は約4割、緊急時も含めると約9割となっています。



(3) 子育でに関する相談者の状況

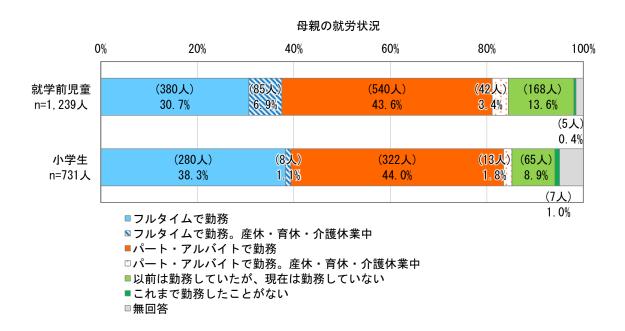
- □ 相談できる人の有無では、就学前児童の保護者の約2.9%、小学生の保護者の約7.3%が「いない」と回答しています。
- 相談相手がいると回答した人では、約8割が祖父母等の親族や友人知人を挙げています。そのほか、 $1 \sim 3$ 割の回答者では、保育士や教諭、医師等を挙げています。
- □また、就学前児童では約1割が相談相手として「子育て支援施設※」を挙げています。

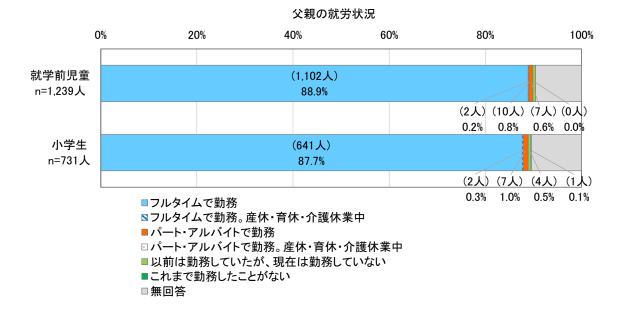


※「子育て支援施設」とは、子育て学習センターや平成30年度から 開設した子育て世代包括支援センター「おむすび」が該当します。

(4) 保護者の就労状況

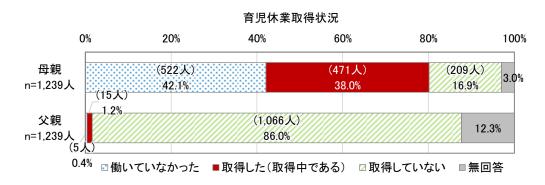
- □ 就学前児童・小学生ともに約85%の母親が有職です。
- □ 母親のフルタイムの割合は、就学前児童で約37.5%、小学生で約39.4%となっています。
- □ 父親では、約9割がフルタイムで勤務しています。

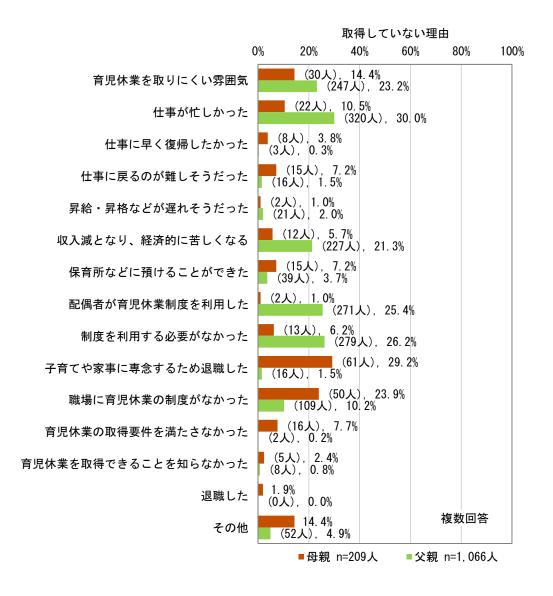




(5) 育児休業制度の利用状況

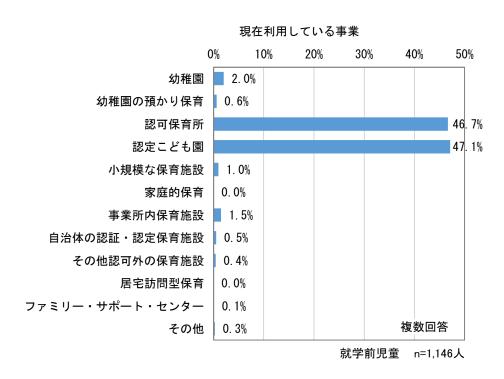
- □子どもが生まれた時に育児休業を取得した母親は約38.0%、父親は約1.2%となっています。
- 育児休業を取得しなかった理由として、母親では「子育てに専念するため退職」、「職場に制度がない」が多く、父親では「仕事が忙しかった」、「制度を利用する必要がなかった」等が多くなっています。

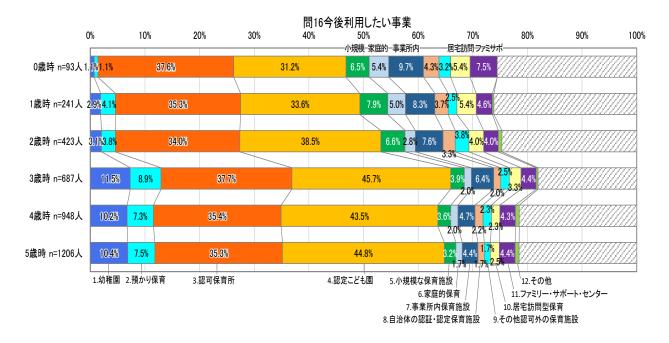




(6) 平日の定期的な教育・保育事業の現状と今後の利用希望

- ・現在利用している教育・保育の事業は、認可保育所と認定こども園がほぼ同率となっています。
- □ 今後利用したい事業としては、3歳よりも大きくなると認定こども園がもっとも多く、 ついで保育所となっています。
- □ 低年齢では、事業所内保育施設や小規模な保育施設のニーズも比較的多くなっています。

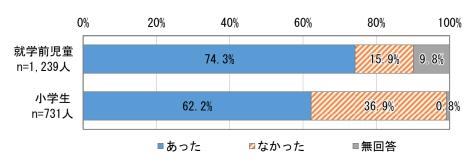


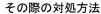


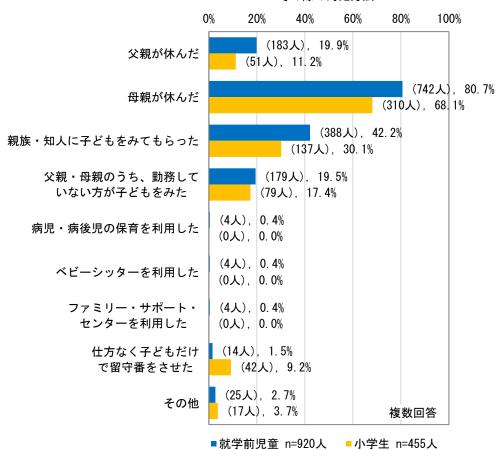
(7) 病児・病後児保育事業の潜在ニーズ

- □ 就学前児童では約74.3%、小学生では約62.2%が、病気やけがで保育所・認定こども園・ 学校等へ行けなかったことがあります。
- □ その際の対処法として、母親が休んで看たケースがもっとも多く、ついで親族等に看て もらったケースが多くなっています。





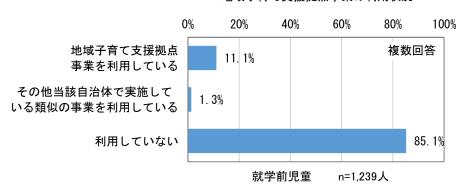




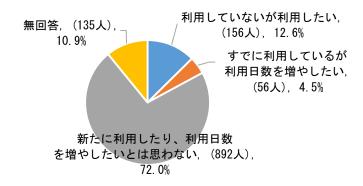
(8) 地域子育て支援拠点事業の利用状況と利用希望

- □ 地域子育て支援拠点事業の利用は、就学前児童のうち約11.1%となっています。
- □ 今は利用していないが今後利用したいとした割合は約12.6%、すでに利用しているが利用 日数を増やしたいとした割合は約4.5%となっています。

地域子育て支援拠点事業の利用状況



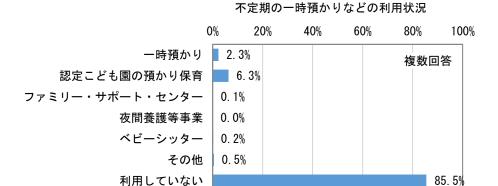
子育て学習センター利用希望



就学前児童 n=1,239人

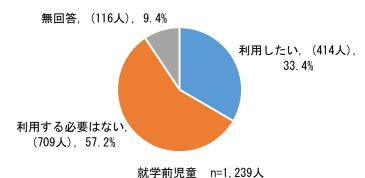
(9) 不定期の一時保育の利用について

- □ 不定期の就労や私用等のため、就学前児童の約9.3%が、一時預かり等を利用しています。
- □一時預かり等の利用希望は約33.4%となっています。

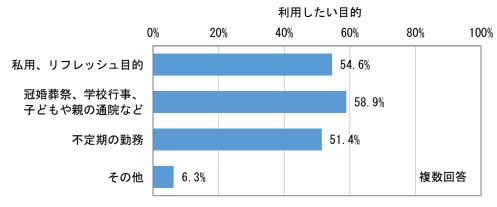


就学前児童 n=1,239人

不定期の一時預かりなどの利用希望



从子削汽里 II-1, 209人

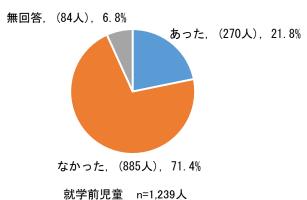


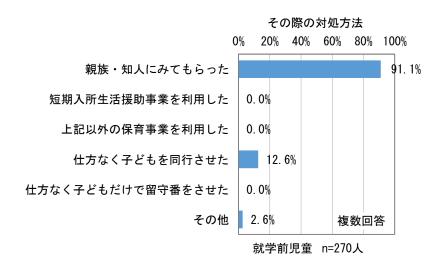
就学前児童 n=414人

(10)宿泊を伴う一時保育の利用について

□ 泊りがけで子どもをみてもらう必要があったケースは約21.8%で、その際の対処法として、約91.1%が親族・知人にみてもらったとしています。

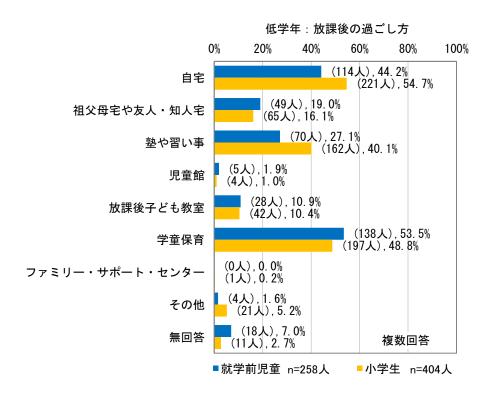
泊りがけで子どもをみてもらう 必要があったことの有無

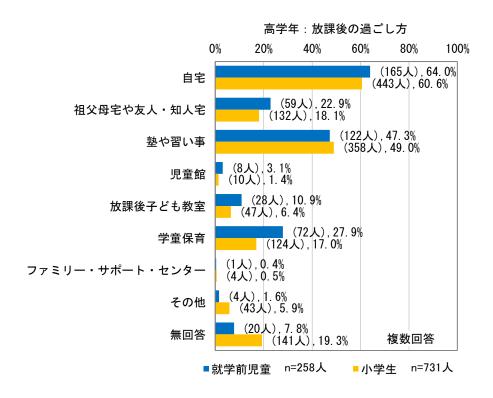




(11)平日の放課後の過ごし方

- □ 放課後の過ごし方について、低学年の時期については、約半数が学童保育の利用を希望しています。
- □ 高学年の時期については、学童保育の利用希望は減少し、塾や習い事の割合が高くなる 傾向があります。





2.3. 淡路市のこれまでの取組

2.3.1. これまでの取組実績

○ 幼児期の学校教育・保育事業の実績

淡路市では、平成27年度に幼稚園から認定こども園への移行を終え、現在、特定教育・保育施設として認定こども園と保育所において子どもを受け入れています。また、事業所内保育、企業主導型保育事業も含め、保育のニーズに対応しています。

						第1期の計画と実績				
						平成27	平成28	平成29	平成30	平成31
						年度	年度	年度	年度	年度
				ψ. II	計画	0人	26人	41人	120人	145人
			1号	定員	実績	0人	15人	95人	105人	105人
				入所	者数	0人	2人	4人	7人	13人
		認定こ		定員	計画	0人	229人	423人	486人	654人
		が た 園	2号		実績	0人	178人	375人	434人	434人
		図図っ		入所	者数	0人	173人	387人	459人	446人
				定員	計画	0人	89人	146人	188人	235人
			3号	足貝	実績	0人	47人	130人	151人	151人
	特定教育・ 保育施設 保育			入所	者数	0人	53人	144人	178人	173人
		保育所	2号	定員	計画	746人	519人	335人	495人	327人
教育					実績	1,175人	944人	689人	567人	566人
•				入所者数		941人	761人	542人	445人	435人
			3号	定員	計画	330人	246人	189人	172人	125人
事業					実績	390人	321人	216人	188人	189人
				入所者数		336人	301人	236人	202人	184人
				定員	計画	35人	0人	0人	0人	0人
			1号		実績	105人	0人	0人	0人	0人
		幼稚園		入所		3人	0人	0人	0人	0人
		少77年四		定員	計画	35人	0人	0人	0人	0人
			2号		実績	0人	0人	0人	0人	0人
				入所		0人	0人	0人	0人	0人
	特定地域型	事業所		定員	計画	0人	0人	0人	10人	10人
	保育施設	内保育	3号		実績	6人	6人	6人	9人	9人
	111177211	. 461414		入所		5人	5人	9人	11人	11人
	企業主			定員	計画	0人	0人	0人	6人	6人
その他	保育事		3号		実績	0人	0人	0人	6人	6人
	,			入所	者数	0人	0人	0人	10人	11人

(平成31年度実績は見込値)

○ 地域子ども・子育て支援事業の実績

平成30年度より、子育て世代包括支援センター「おむすび」を開設し、子育ての情報 提供や相談等の支援を行っています。また、平成30年度より、病後児保育事業を開始し ています。

学童保育は、利用者が増加傾向となっています。

							第1其	別の計画。	と実績	
					•	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31
						年度	年度	年度	年度	年度
1	利用者支援	子育て世代包括	整備筃所		·画	0	0	0	1	1
	事業	支援センター		天	績	0	0	0	2	2
_	4- /IC	火灰 = * * /	利用者数		績	0	0	0	1,621	2, 100
	地域子育て		整備箇所		·画	5	5	5	5	5
	支援拠点	子育て学習	313 MI E4/21		績	5	5	5	5	5
	事業	センター	利用者数		·画	9, 743	9, 487	9, 109	8, 775	8, 430
					績	10, 223	9, 232	9, 985	9, 395	8,600
			対象者数		·画	470	465	488	320	320
	妊婦,	健康診査			績	302	314	230	232	248
			利用回数		-画	3, 315	3, 293	3, 271	4, 480	4, 480
			(のべ)		績	3, 648	3, 432	2, 629	2, 486	2,976
	乳児家庭	全戸訪問事業	対象者数		·画 :績	272	263	253	350	350
-					·傾 ·画	364 5	333 5	284 5	284 5	280 5
	養育支	援訪問事業	対象者数		績		0	3	_	2
	フタケん	豆期支援事業			· ·画	1 3	3	3	3	3
		ユ朔又仮事来 、ステイ事業)	対象者数		績	0	3	1	6	55
地上	(/ = 1	・ハノイザ末)			公立	1	1	5	4	4
域子		在園児を対象と した一時預かり (幼稚園型)	実施箇所		私立	0	2	2	3	3
]]	ども				公立	1	1	2	3	3
£					私立	0	2	2	2	2
•			対象者数	#1	·画	8, 400	2,700	4, 036	2,880	2,800
子					績	391	805	643	1, 105	1,500
子育て支援事業	一時預かり			計画		7	7	7	5	5
辛	事業	その他の	実施箇所		績	5	5	5	5	5
接	3. VC	一時預かり	4.1 III 44.141	計画		9, 133	8,961	8, 825	3,000	2,500
事		(保育所等)	利用者数	実績		846	982	871	531	750
業		子育て短期支援		計画		0	0	0	0	2
		事業	実施箇所	実績		0	0	0	0	0
		(トワイライト	11日本米	計画		0	0	0	4	4
		ステイ事業)	利用者数	実績		0	0	0	0	0
	江 巨	保育事業	対象者数	計	·画	定員部	定員設定を行わずニーズに応じて対			て対応
	延天"	休月尹耒	刈豕有剱	実	績	9, 524	11,932	13, 430	12, 753	11,000
4	病児・病後		実施箇所		-画	0	0	0	0	0
	例兄・例後 児保育事業	病後児保育			績	0	0	0	1	1
	ル休月ず未		利用者数		績	0	0	0	3	17
Ι Γ			実施箇所	計	画	10	10	10	10	10
		低学年時	大心回川		績	11	11	11	11	11
	放課後児童健	阿十十四	利用者数		画	405	410	386	384	377
	以味饭光里降 全育成事業		行1711年数	天	績	415	413	400	447	467
	(学童保育)		実施箇所		画	0	2	5	10	10
	(1至小日)	高学年時	人心回门		績	11	11	11	11	11
		山土土山	利用者数		-画	0	30	60	90	126
			111/11/日 奴	実	績	19	37	89	100	106

(平成31年度実績は見込値)

2.3.2. 実績に対する評価

○ 教育・保育事業

事業名	実績に対する評価
1 号認定 (認定こども園)	需要に比べて供給が上回っており、預かり時間の短い1号認定より、預かり時間の長い2号認定に対する保護者のニーズが多いためと考えられます。今後も、1号認定の需要の動向を注視しながら、必要な定員の確保に努めてまいります。
2 号認定 (保育所・ 認定こども園)	計画を上回る実績を確保することができました。出生数が減少するなか、今後も引き続き2号認定の需要の動向を注視しながら、必要な定員の確保に努めてまいります。
3 号認定 (保育所・認定こど も園・地域型保育)	計画に近い実績を確保することができましたが、需要が供給を上回っています。出生数が減少するなか、今後も引き続き3号認定の需要の動向を注視しながら、必要な定員の確保に努めてまいります。

〇 地域子ども・子育て支援事業

事業名	実績に対する評価
利用者支援事業 (子育て世代包括支援センター)	平成26年度に設置した「淡路市御結びサポート事務局」(事務局: NPO法人まあるく)が、平成28年度に利用者支援事業の準備として「子育てコンシェルジュ事業」を開始しました。他市の子育で世代包括支援センター準備会を立ち上げ、定期的な協議を重ねました。妊娠期から子育で期にわたる切れ目のない支援体制の構築を目的に、平成30年度から「淡路市子育で世代包括支援センターおむすび」として、基本型及び母子保健型事業所を設置し、連携を図りながら体制づくりを進めています。 【 基本型 】(NPO法人まあるく委託実施) 子育で支援員、助産師等による相談支援、関係機関への連絡調整及び適切な支援の紹介等を実施し、妊娠期から子育で期にわたるまでの切れ目のない支援の拡充を図ることで、利用件数及び相談件数が増加し、利用者をより適切に次の支援につなげることができました。 【 母子保健型 】(市役所健康増進課が実施) 従来の母子保健事業の中でも特に、妊婦のアセスメントと相談支援機能の強化をめざし、母子健康手帳交付時の妊婦との全数面談、妊婦アセスメントの実施と定例検討会の開催、チーム支援のためのカンファレンス等に取り組んできました。 効果としては、保健師が100%妊婦面談を実施できており、さら

に可能な限り地区担当保健師が対応し、その後の継続支援につなげています。また、アセスメントや検討会があることで、気になる妊産婦に優先的に支援が入るようになったり、産科を中心とした医療機関との連携が進んできています。 課題としては、リスクのある家庭への支援だけでなく、必要とするときに活用できる情報収集・相談機能や交流の機会等、全ての妊

課題としては、リスクのある家庭への支援だけでなく、必要とするときに活用できる情報収集・相談機能や交流の機会等、全ての妊産婦や家庭を対象にした体制整備を進める必要があります。また、支援を必要とする家庭は障害や経済的問題等重複した課題を持つ事も多く、幅広い知識や関係機関連携、社会資源の活用等、相談支援者のスキルアップも必要となっています。

地域子育て支援拠点 事業

(子育て学習セン ター) 平成27年度から開設時間を2時間から5時間に延長しましたが、 平成28年度のみ利用者数が計画値を255組下回りました。原因として、平成28年度から市独自の保育料軽減を行ったことにより低年齢での保育所入所が進み、利用者が減少したと考えられます。子育て世代への支援の拡充を図り、平成29年度から週の開設日数を4日から5日(相談日を含む)に増やした結果、利用者数及び相談件数が回復し、より多くの子育て世代の方々のニーズに応えることができました。

妊婦健康診査

数値的な実績としては、平成29年度頃から出生数の減少と同様に減少していますが、妊婦のほぼ全数が助成券を利用したり償還払いを活用して妊婦健診を受けています。母子健康手帳の交付時に、妊婦健診の助成券を発行し、健診の必要性や回数について説明を行っています。また、定期的に受診状況を確認し、未受診・中断が予想される妊婦へは電話や訪問等でフォローを行っています。

また、令和元年12月からは淡路島外の医療機関で妊婦健診を受け、出産する方を対象に通院にかかる交通費の一部助成をスタートさせ、子育て支援の環境整備を図っています。

乳児家庭全戸訪問事 業

市の出生児に対しては長期入院や長期里帰り等特別な理由がない限り、ほぼ全数生後4か月までに家庭訪問を行っています。(平成30年:98.2%)

また、妊婦アセスメント及び検討会を通して、事前に把握した気になる家庭や養育支援ネット(医療機関からの連絡票)が届いた家庭へは、早めの訪問を行う等優先順位をつけての関わりが始まっています。

エジンバラ産後うつ問診票も活用しながら、メンタルヘルスの変調があったり育児不安の強い家庭へは、複数回継続訪問を行ったり、心療内科受診を勧める等の対応も行っています。

養育支援訪問事業	利用者は少ないものの、定例の事業では支援が足りない養育能力や家族関係等に問題を抱える家庭があります。 課題としては、見通しを立てにくく事業を終了できない場合も多く、移行できるサービス(障害福祉サービスやファミリー・サポート・センター事業等)との調整や、支援者のマンパワーや職種ももう少し広げて、柔軟な対応ができるようにしていきたいと考えています。
子育で短期支援事業 (ショートステイ事 業)	平成27年度は利用者なし、平成28年度は1名が延べ3日、平成29年度は1名が延べ1日、平成30年度は2名で延べ6日、平成31年度は2名で延べ55日利用しています。 一時的に子どもを養育することができない家庭にとって、施設において養育を行うことは有効な支援となっています。しかしショートステイを受け入れてくれる施設の枠が少なく、利用することが困難な状況です。
子育て援助活動支援 事業 (ファミリー・サポート・センター 事業)	NPO法人まあるくと社会福祉協議会の2箇所で行っていましたが、NPO法人まあるくが平成30年6月から休止となり、現在社会福祉協議会のみが実施しています。 利用者は年々減少していますが、提供回数は毎年70回程度となっています。仕事等で子どもを養育することができない保護者にとって地域の提供会員による一時的な保育サービスは有効な子育で支援となっています。 津名・東浦地域は移住してこられた方等、祖父母の協力が得られない方々の需要が高いのに対して、北淡、一宮は需要が少ない状況です。
一時預かり事業 (幼稚園型)	市内の認定こども園では公立・私立ともに事業を実施していますが、利用者が少ない状況で推移しており、供給が需要を上回っている状態です。今後のニーズを踏まえて、事業のあり方を検討してまいります。
一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	現在、市内5保育所・認定こども園で事業を実施していますが、 目標の箇所数を下回っている状況です。3歳未満児の利用が多く、 今後も需要の動向を把握し、事業を実施してまいります。
延長保育事業	公立・私立ともに事業を実施しており、ほぼ希望どおりの利用が 可能な状況で、今後もニーズに対応できるように体制の確保に努め てまいります。
病児・病後児保育事 業	平成30年度に病後児保育施設が1箇所開設しましたが、今後も需要の動向を把握し、事業の検討を行ってまいります。

放課後児童健全育成 事業(学童保育)	核家族化の進展、夫婦共働き世帯の増加等から放課後児童健全育成事業の需要は近年特に高まっています。 低学年の利用者数増加に加え、平成28年度より段階的に高学年の受け入れを開始したことにより、利用者数は計画値より増加傾向で推移しております。 この傾向は今後もしばらく続くことが想定されるため、引き続き、受入場所の拡充、支援員の増員に努めていく必要があります。
実費徴収に係る補足 給付を行う事業	対象者が限られているため、申請者は少数ですが、申請者全てに 給付を行いました。
多様な主体が本制度 に参入することを促 進するための事業	新たに開園した保育所等や今後新たに開園予定の保育所等が無いため、事業は実施しておりません。

2.4. 子育で支援に関する国の制度の動向

○ 「ニッポンー億総活躍プラン」(平成28年6月)

経済成長の基盤として、誰もが活躍できる一億総活躍社会の創造をめざすプランです。その一つとして、「夢をつむぐ子育て支援」を掲げ、若者の結婚や出産の希望を叶え、「希望出生率1.8」の目標達成をめざしています。

O 子育ての環境整備

- ▶ 保育の受け皿整備(平成29年度末までに50万人分を整備)
- ▶ 保育人材確保のための総合的な対策
- ▶ 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の整備及び一体実施
- すべての子どもが希望する教育を受けられる環境の整備
- O 女性活躍
- 結婚支援の充実
- 若者・子育て世帯への支援
- 子育てを家族で支える三世代同居・近居しやすい環境づくり
- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者等の活躍支援

○ 「子育て安心プラン」(平成29年6月)

待機児童を解消し、女性の就業率80%をめざすための支援パッケージが示されました。

○ 待機児童の解消

待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から31年度末までの2年間で確保。遅くとも、平成32年度末までに全国の待機児童の解消を目標とする。

○ 待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消 「M字カーブ」を解消するため、平成30年度から平成34年度末までの5年間で女性就業率80%に 対応できる約32万人分の受け皿整備。

- **O** 6つの支援パッケージ
 - ▶ 保育の受け皿の拡大
 - ・都市部における高騰した保育園の賃借料への補助
 - ・大規模マンションでの保育園の設置促進
 - ・幼稚園における2歳児の受入れや預かり保育の推進
 - ・企業主導型保育事業の地域枠拡充等
 - ・国有地、都市公園、郵便局、学校等の余裕教室等の活用
 - ・家庭的保育の地域コンソーシアムの普及、小規模保育、病児保育等の多様な保育の受け皿の確保
 - ・市区町村ごとの待機児童解消の取組状況の公表
 - ・保育提供区域ごとの待機児童解消の取組状況の公表
 - ・広域的保育園等利用事業の積極的な活用促進
 - ▶ 保育の受け皿拡大を支える「人材確保」
 - ・処遇改善を踏まえたキャリアアップの仕組みの構築
 - ・保育補助者から保育士になるための雇上げ支援の拡充
 - ・保育士の子どもの預かり支援の推進

- ・保育士の業務負担軽減のための支援
- ▶ 保護者への「寄り添う支援」の普及促進
 - •「保育コンシェルジュ」による保護者のための出張相談等の支援拡大
 - ・待機児童数調査の適正化
- ▶ 保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」
 - 地方単独保育施設の利用料支援
 - ・認可外保育施設における事故報告等と情報公表の推進
 - ・災害共済給付の企業主導型保育、認可外保育施設への対象拡大
- ▶ 持続可能な保育制度の確立
 - 保育実施に必要な安定財源の確保
- ▶ 保育と連携した「働き方改革」
 - ・男性による育児の促進
 - ・研究会を開催し育児休業制度の在り方を総合的に検討

○ 「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月)

経済成長の鍵である少子高齢化対策のため、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として推進する政策が示されました。

「人づくり革命」の抜粋

- 幼児教育の無償化
 - ▶ 消費税率引き上げに伴う増収の一部を財源として、3~5歳児までの幼児教育・保育を無償化
- 待機児童の解消
 - ▶ 「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿整備
 - ▶ 保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善

○ 「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月)

共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進するためのプランが示されました。

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消をめざし、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備(約122万人⇒約152万人)
- すべての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万 箇所以上で実施することをめざす。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設の活用を徹底することとし、新たに開設する放課 後児童クラブの約80%を小学校内で実施することをめざす。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子ど もの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

2.5. これまでの取組や社会情勢、市民ニーズ等を踏まえた課題

① 多様な保育ニーズへの対応

淡路市は女性の就労率が高く、観光業等のサービス業を中心に、曜日や時間を問わない多様な働き方が広がっています。また、定年の延長により、祖父母等の協力を得ることが難しい家庭も増えており、保育のニーズが多様化しています。

平日の日中以外の保育ニーズ等への対応について、一時預かりや地域の支援等も 含め、総合的に取り組むことが必要です。

② 保育の質の向上

保育の「量の充実」と「質の向上」は、子ども・子育て支援において車の両輪として推進する必要があります。

子どもの発達にとって望ましい環境づくりのため、保育を担う人材の確保、待遇改善、専門性向上のための取組等、保育の質の向上を一層進めていくことが必要です。

③ 相談・集いの場の充実

子育てに関する保護者の不安や悩みについて、深刻化する前に気軽に相談でき、必要に応じて素早く支援につなげていく対応が求められています。

広く市民の手に届く情報発信とともに、きめ細かな相談しやすい環境づくり等により、妊娠期から子育て期にわたって、段階に応じた切れ目のない支援を充実していくことが重要です。

また、子育て家庭の孤立化を防ぎ、子どもが様々な環境に触れながら成長できるよう、地域とのつながり、世代間交流を行ったり、同じ年頃の子を持つ親子が集い交流することができる場をより使いやすくし、門戸を広げていくことが望まれています。

④ 子どもの居場所の充実

保護者の就労の増加に伴い、子どもが安心して過ごすことができる居場所として 学童保育のニーズが高まっています。土曜日や長時間の保育等、多様なニーズに応え る居場所づくりが求められています。

また、子どもの学びを深めることができる体験や習い事等、子どもの能力を育む充実した活動ができる環境づくりも望まれています。

⑤ 支援が必要な子ども・家庭への対応

ひとり親の家庭や障がいのある子ども、外国人、貧困の状態にある家庭等、特に支援を必要とする家庭に対して、きめ細かな対応が必要です。また、児童虐待を早期に発見し、子どもと家庭へ適切な保護を行うため、様々な主体が連携した枠組みの機能を充実強化していくことが重要です。

⑥ 仕事と家庭の両立

子育てをしやすい社会の実現のためには、長時間労働の是正等、仕事と家庭が両立できる働き方や職場環境への転換が不可欠です。

市内の産業や経済を持続可能なものとするためにも、働き方改革を重視し、「ワーク・ライフ・バランス」に配慮できる事業所の育成や、社会全体の機運の醸成が重要です。

⑦ 安全、安心な子育で環境

車社会である淡路市では、子どもの通学路の安全確保等、交通事故への配慮が重要です。また、子どもがのびのびと活動できるよう、地域ぐるみで防犯意識を高め、地域の安全確保に取り組んでいくことが重要です。

⑧ 地域医療(産婦人科・小児科)の充実

安心して妊娠、出産ができる医療体制の整備が求められています。

小児科は、県立淡路医療センターと東浦平成病院、市内の小児科クリニック3箇 所ありますが、休日診療体制は洲本市応急診療所を利用しなければならない状況で す。

産科医療・小児医療体制は、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであるため、緊急時にも安心して利用できる医療体制を充実させることが重要です。

3. 計画の基本的考え方



3.1. 計画の基本理念

前計画では、「淡路市次世代育成支援行動計画」の基本理念『ともに育ち、ともに育む、 すこやかに暮らせるまちをめざして』を継承し、子どもが健やかに育つ養育環境と、地域 のふれあいの中での子育て支援に関わる様々な取組を通じて、安心して子どもを生み育 てることができるまちづくりの実現に向け、各種施策に取り組んできました。

本計画においても、これまでの取組との継続性や整合性を維持するため、この理念を継承することとします。

また、子ども・子育て支援法並びに国の基本指針に基づき、父母その他の保護者が子育 ての第一義的責任を有するということを基本的認識とし、家庭その他の場において、子育 ての意義について理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるとともに、次代 を担う子どもたちの最善の利益を保障しながら、地域みんなに支えられ、心身ともに健や かに成長できることをめざすものとします。

3.2. 計画推進の基本的視点

基本理念のもと計画の推進を図るにあたり、子ども・子育て支援法の趣旨や基本指針等を踏まえるとともに、次の3つの基本的視点に立ち、安心して子どもを生み育てられる環境づくりに取り組みます。

1. すべての子どもたちの心豊かな成長や発達を支援する視点

次代を担う子どもたちが生きる力と豊かな心を育み、また、家庭を築き子どもを生み育てることの意義と喜びに理解を深めることができるよう、学校教育・保育の推進を図ります。

また、子どもたちの人権を守り育てることに対する理解力を高め、子どもの成長段階や 家庭環境、障害の有無等個々の状況に応じた支援を行うことで、子ども達の最善の利益を 保障するまちづくりを推進します。

2. 誰もが安心して子どもを生み育てたいと感じさせる視点

保護者の就労や経済状況、子どもの発達の違い等に関係なく、個々の特性に適した幼児期の教育・保育を提供できるよう、認定こども園や保育所について質・量の両面で充実を図るとともに、放課後児童対策の充実や認定こども園・保育所・小学校間の連携強化等に取り組みます。

また、家庭の養育機能の低下や子育て家庭が地域で孤立することを防ぐため、教育・保育事業のほか、地域における子育てに関する様々な支援や相談・情報提供体制の充実を図

ります。

さらに、妊娠・出産から子育てへと切れ目のない支援や母子の健康の保持・増進を推進するとともに、仕事と家庭の両立支援、生活環境の整備等を通じて、子育ちや子育てに喜びを感じることができるまちづくりに取り組みます。

3. 地域社会が一体となって、子育て家庭を支援する視点

地域の子育て機能の強化を図るため、自主的な子育てグループによる活動を支援するとともに、地域の様々な資源を活用し、地域社会が一体となった子育て支援活動を推進します。

また、このような地域の支え合いのネットワークの中で、子どもの育ちや親の子育てを 見守ることで、児童虐待の予防をはじめ、犯罪や事故、災害等から子ども達を守るまちづ くりを推進します。

ともに育ち ともに育む すこやかに暮らせるまち 淡路市

【計画推進の基本的視点】

- 1. すべての子どもたちの 心豊かな成長や発達 を支援する視点
- 2. 誰もが安心して子ども を生み育てたいと感じ させる視点
- 3. 地域社会が一体となって、子育て家庭を支援する視点

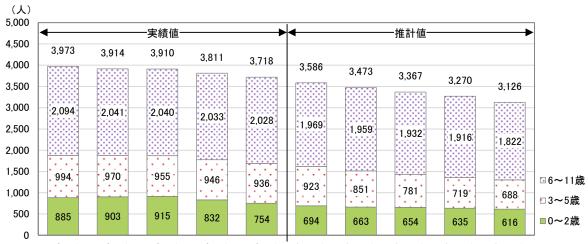
の他子ども・子育て支 すべての子どもたち تخ の心豊かな成長や も 幼児期の教育・保 発達への支援 育事業の量の見込 子 み及び確保方策 育 て支援 安心して子どもを生 相互に関連 み育てるための支援 地域子ども・子育て 支援事業の量の見 事業 援 込み及び確保方策 施 地域ぐるみでの 策の の 子育て支援 推 展開 進

4. 子ども・子育て支援事業の推進



4.1. 本計画で用いる推計児童数

本計画では、令和2年度から令和6年度の子ども・子育て支援事業の前提として、人口推計に基づく以下の児童数を使用します。この推計児童数は、平成27年から平成31年の年齢別人口を用いて、コーホート変化率法により求めています。



平成27年 平成28年 平成29年 平成30年 平成31年 令和2年 令和3年 令和4年 令和5年 令和6年

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

※人口推計は実績人口をもとにコーホート変化率法により算出

図 4.1.1 児童数の推移と推計

表 4.1 児童数の推移と推計

[単位:人]

										1
	実数					推計				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	302	289	290	242	215	219	213	206	200	194
1歳	286	316	299	292	250	221	225	219	212	206
2歳	297	298	326	298	289	254	225	229	223	216
3歳	348	308	300	330	298	293	257	228	232	226
4歳	318	344	307	305	329	298	293	257	228	232
5歳	328	318	348	311	309	332	301	296	259	230
6歳	345	325	316	354	312	310	333	302	297	260
7歳	374	346	329	319	356	314	312	335	304	299
8歳	307	374	345	332	315	356	314	312	335	304
9歳	371	307	370	347	330	314	355	313	311	334
10歳	319	370	307	373	344	330	314	355	313	311
11歳	378	319	373	308	371	345	331	315	356	314
計	3, 973	3, 914	3, 910	3,811	3,718	3, 586	3, 473	3, 367	3, 270	3, 126

4.2. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、「教育・保育提供区域」ごとに、幼児期の学校教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」を記載することとなっています。「教育・保育提供区域」とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

本市においては、次の理由により「市全域を1つの提供区域」として設定することと します。

- ・少子化により児童数が減少している状況の中、細かく区域設定し、区域ごとに整備する場合、将来的に供給過多になる可能性があることから、市全体を1つの提供区域とすることで教育・保育ニーズを集約でき、現在確保できていない子ども・子育て支援事業についての確保方策の検討がしやすくなる
- ・提供区域内にすでにある社会資源を有効活用できる
- ・保護者の勤務先の都合で、居住地から離れた施設・事業を希望される場合、そのニーズを吸収できる
- ・一時的な需要の増減が発生した場合、広域での需給調整がしやすい

		津名地区	岩屋地区	北淡地区	一宮地区	東浦地区
		塩田・志筑 中田・生穂 佐野・大町	岩屋 楠本 南鵜崎	仁井・野島 富島・浅野 育波・生田 室津	尾崎・郡家 多賀・江井 柳沢・山田	釜口 仮屋 浦
	0歳	96 人	18 人	24 人	26 人	69 人
	1-2歳	207 人	33 人	49 人	68 人	147 人
\ . 	3-5歳	357 人	78 人	105 人	135 人	240 人
人口	6-8歳	399 人	81 人	112 人	158 人	242 人
	9-11歳	388 人	92 人	134 人	152 人	231 人
	12-14歳	388 人	101 人	153 人	151 人	230 人
子育で学	学習センター	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
供	R 育所	5 園	0 園	0 園	1 園	4 園
認定	こども園	2 園	1 園	1 園	1 園	0 園
小学校		5 校	1 校	1 校	2 校	2 校
学	童保育	6 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	2 箇所
放課後	子ども教室	2 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	2 箇所
H	□学校	1 校	1 校	1 校	1校	1 校

※令和2年1月1現在の状況(人口は住民基本台帳に基づいて集計)

4.3. 子ども・子育で支援事業に関する量の見込みと確保方策

「量の見込み」と「確保方策」を設定する事業は以下の通りとします。

			×	5分	内容	対象者
孝		1号認定	教育(認	定こども園)	保育の必要性がなく、教育ニーズがある認定区分	3~5歳
業化	育 呆育			保育所、認定 <i>こ</i> ども 処理保育)	保育の必要性がある認定区分	3~5歳 0~2歳
	_	1.利用者支 (子育て世		支援センター)	妊娠期から子育て期にわたる、子育てに関する相談や母子 保健に関する相談に対して、保健師と専門職員が連携し、 必要な支援や情報提供・助言・保健指導を行う事業	
		2.地域子育 (子育て学			育児に関する相談を行うほか、親子が交流するための事業 等を企画・運営する事業	就学前の乳幼児 及びその保護者
		3.妊婦健康	診査		妊婦を対象に、妊婦健康診査の助成券を発行し、妊婦中の健康の保持・増進を図る事業	妊婦
		4.乳児家庭	全戸訪	問事業	生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭に保健師等が 訪問し子育ての孤立化を防ぐため不安や悩みを聞き、支援 が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる事業	生後4か月 までの乳児
		5-1.養育支	援訪問	事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業	え、育児相談等の
地域	5-2.子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)			要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業	要保護児童	
地域子ども・1		6.子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)			保護者が疾病等により、家庭における子どもの養育が困難 になった際、児童養護施設等において子どもを預かる事業	保護者の疾病、看 護等で家庭での養育 が困難になった子ども
子育て支援事業			7.子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)		地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい 人と育児の援助を行いたい人がセンターを橋渡しに会員登 録し、様々な育児の手助けを行う事業	生後6か月から 小学6年生まで
事業				幼稚園型	認定こども園における在園児(1号認定)を対象とした一時 預かり(幼稚園型)事業	3~5歳
		8.一時預かり事業		その他の一時預かり	保育所等に入所していない児童を対象とした一時に保育を 行う事業 ※子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業 を除く)及び子育て短期支援事業(トワイライトステイ事 業)を含む	0~5歳
	9.延長保育事業			保育認定を受けた子どもの通常の利用時間を超えて保育を 行う事業	0~5歳	
	10.病児・病後児保育事業 ※子育て援助活動支援事業(病児・緊 急対応強化事業)を含む		支援事業(病児・緊	子どもが病中あるいは病気の回復期にあって、かつ保護者の 就労等により家庭での保育が困難な場合に看護師等を配 置した専用施設内で子どもを預かる事業	病中あるいは病気 の回復期にある生 後6か月から小学 6年生まで	
	11.放課後児童健全育成事業 (学童保育)		全育成事業	保護者が就労等により昼間家にいない場合等に、支援員の 下、子どもに放課後における生活の場を提供する事業	小学生	
		12.実費徴	収に係る	補足給付を行う事業	※量の見込みの算出等は不要	
		13.多様な を促進するた		≿制度に参入すること 業	※量の見込みの算出等は不要	

4.3.1. 幼児期の学校教育・保育事業の量の見込み及び確保方策

表 4.2 幼児期の学校教育・保育施設一覧

施設名	種別	公·私	定員(人)	保育時間	延長保育	一時保育
志筑保育園	保育所	私立	110	7:00~19:00	0	0
恵泉保育園	認定こども園	私立	120	7:00~19:00	0	0
塩田保育園	保育所	公立	90	7:00~18:00		
中田保育園	保育所	公立	90	7:00~18:00		
生穂認定こども園	認定こども園	公立	90	7:00~19:00	0	
大町保育園	保育所	公立	80	7:00~19:00	0	
佐野保育園	保育所	私立	20	7:00~18:00		
聖隷こども園夢舞台	認定こども園	私立	120	7:00~19:00	0	0
北淡認定こども園	認定こども園	公立	180	7:00~19:00	0	0
一宮認定こども園	認定こども園	公立	180	7:00~19:00	0	0
多賀保育所	保育所	公立	60	7:00~18:00		
釜口保育所	保育所	公立	45	7:00~18:00		
仮屋保育所	保育所	公立	140	7:00~19:00	0	
浦保育所	保育所	公立	120	7:00~19:00	0	
ちびっこランドちどり	事業所内保育所	私立	9	8:00~19:00	0	0
島と暮らす保育園	企業主導型保育所	私立	6	7:00~18:00		

〔1〕1号認定

 $3\sim 5$ 歳の児童が対象で、保育の必要性はなく、教育ニーズがある認定区分です。 利用が想定される施設は、「認定こども園」または「幼稚園」です。

■実績		2019年度 令和元年度
特定教育・保育施設	認定こども園	105人

[単位:人]

■量の見込み及び確保方策		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
■単♡	■里の兄込み及の権体力束		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		86	80	72	67	64	
	特定教育・	認定こども園	105	105	105	105	120
確保	保育施設	幼稚園	0	0	0	0	0
方策	その他	新制度に移行しない幼稚 園	0	0	0	0	0
	②計		105	105	105	105	120
	差 (②	- ①)	19	25	33	38	56

[2] 2号認定

3~5歳の児童が対象で、保育の必要性がある認定区分です。 利用が想定される施設は、「認定こども園」、「保育所」及びその他施設です。

■実績		2019年度 令和元年度
特定教育・保育施設	認定こども園	434人
	保育所	566 J

[単位:人]

							L 1 1 1 2 1 7 43
■量の見込み及び確保方策		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の)見込み		789	727	666	615	587
	特定教育·	認定こども園	434	434	434	434	550
	保育施設	保育所	566	566	566	566	450
		小規模保育	0	0	0	0	0
	特定地域型	家庭的保育	0	0	0	0	0
	保育事業	居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
確保		事業所内保育	0	0	0	0	0
方策		新制度に移行しない幼稚	0	0	0	0	0
		園	Ü	U	U	Ü	U
	その他	幼稚園及び預かり保育等	0	0	0	0	0
		企業主導型保育事業	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0	0
	②計	·	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	差 (②	-(1)	211	273	334	385	413

[3] 3号認定

0~2歳の児童が対象で、保育の必要性がある認定区分です。

利用が想定される施設は、「認定こども園」、「保育所」、「特定地域型保育施設」及びその他施設です。

■実績		2019年度 令和元年度
特定教育・保育施設	認定こども園	151人
	保育所	189人
特定地域型保育施設	事業所内保育	9人
その他	企業主導型保育事業	6人

[単位:人]

■量の見込み及び確保方策		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
■ 単 ′	■単り元込み及び権体力量		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の	り見込み		356	337	336	326	318
	特定教育•	認定こども園	151	151	151	151	175
	保育施設	保育所	189	189	189	189	165
		小規模保育	0	0	0	0	0
	特定地域型	家庭的保育	0	0	0	0	0
確保	保育事業	居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
方策		事業所内保育	11	11	14	15	19
		幼稚園及び預かり保育等	0	0	0	0	0
	その他	企業主導型保育事業	6	6	6	6	6
		認可外保育施設	0	0	0	0	0
	②計		357	357	360	361	365
	差(②	-(1)	1	20	24	35	47

[4] 提供体制の考え方

- ●認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等にあまり左右されず、柔軟に子どもを受け入れられる特長があります。幼児期の教育・保育のニーズに総合的に対応するため、認定こども園の移行等を継続します。
 - 現在、東浦地域に認定こども園がないため、最終年度(2024年度)に現在の保育所を認定 こども園へ移行する予定です。
- ●子どもの生涯にわたる人格形成の基礎を培うことができるよう、幼稚園教諭や保育士等の専門職の人材確保や処遇の改善に努めながら教育・保育の「質」の向上を図り、子どもの発達段階に応じたより質の高い教育・保育を提供する体制の充実に努めます。また、子どもの健やかな育ちに重要となる集団生活や異年齢交流等を幅広く実施するため、子どもの育ちの視点に立った適正な施設規模の確保に努めます。

4.3.2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

[1] 利用者支援事業(子育て世代包括支援センター)

妊娠期から子育て期にわたる、子育てに関する相談や母子保健に関する相談に対して、保 健師と専門職員が連携し、必要な支援や情報提供・助言・保健指導を行う事業です。

淡路市においては、平成30年度に子育て世代包括支援センター「おむすび」を開設し、相談や支援を行っています。

[淡路市子育て世代包括支援センター おむすび]

~妊娠期から子育て期にわたるまでの育児に関する相談に対応・継続支援~

基本型

[淡路市子育て応援課]

委託先: NPO法人 まあるく

実働チーム

母子保健型

[淡路市健康増進課]

名 称	子育て世代包括支援センターおむすび	
場所	志筑新島10番地3(アルクリオ3F)	健康増進課 (市役所)
対象者	子ども及びその保護者等、または妊娠してい	いる方
相談内容	子育てに関する相談 ・子育てに関する相談・情報提供 ・子育て中の不安や悩み・心配事の相談 ・月1回の助産師による無料相談 ・母親、保護者同士の交流・情報交換等	母子保健に関する相談 ・母子健康手帳の交付時の面談・情報提供 ・妊娠中や産後のからだやこころの相談 ・お子さんの成長・発達についての相談等

■実績		2018年度 平成30年度
フタイサルタゼキャンク・ナンナッナバ	箇所数	2 箇所
子育て世代包括支援センターおむすび	利用者数	1,621 人日

■量の見込み及び確保方策		2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	
1	量の見込み		2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
2	確保方策	基本型	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
		特定型	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
		母子保健型	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
		計	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所

[2] 地域子育て支援拠点事業(子育て学習センター)

育児に関する相談を行うほか、親子が交流するための事業等を企画・運営する事業です。 淡路市内には、5箇所の子育て学習センターがあります。

■事業の概要

名 称	子育て学習センター
	津名子育て学習センター 志筑1600番地1 (津名ふれあいセンター)
	岩屋子育て学習センター 岩屋1514番地18 (岩屋保健センター)
場所	北淡子育て学習センター 富島1388番地
	一宮子育て学習センター 郡家686番地 (一宮老人福祉センター)
	東浦子育て学習センター 久留麻243番地3 (東浦事務所西庁舎)
対象者	就学前の乳幼児及びその保護者
利用可能時間	平日 9:00~14:30

■実績		2018年度 平成30年度
子育て学習センター	箇所数	5 箇所
丁月(子首センター	利用者数	9,395 人日

■量の見込み及び確	保方策	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
①量の見込み		12,019 人日	11,530 人日	11,343 人日	11,014 人日	10,701 人日
②確保方策	人数	12,019 人日	11,530 人日	11,343 人日	11,014 人日	10,701 人日
	箇所数	5 箇所				

津名子育て学習センター





岩屋子育て学習センター





北淡子育て学習センター





一宮子育て学習センター





東浦子育て学習センター





[3] 妊婦健康診査

妊婦を対象に、妊婦健康診査の受診券を発行し、妊娠中の健康の保持・増進を図る事業です。国が定める基本的な妊婦健康診査項目について、医療機関との委託契約により実施します。

■事業の概要

名 称	妊婦健康診査
対象者	妊婦
助成内容	助成券18枚(98,000円分)

■実績		2018年度 平成30年度
红翅烛中 淡木	対象者数	232 人
妊婦健康診査	利用回数 (のべ)	2,486 回

■量の見込み及び確保方策		2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
①星の日コフ	人数	250 人				
①量の見込み	健診回数	3,000 回				
②確保方策		3,000 回				

〔4〕 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭に、保健師等が訪問し、子育ての孤立化を 防ぐため、不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供を行うと共に、支援が必要な家庭に 対し適切なサービス提供につなげる事業です。

名 称	乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん事業)
対象者	生後4か月までの乳児

■実績		2018年度 平成30年度
乳児家庭全戸訪問事業	対象者数	284 人

■量の見込み及び確保方策	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
①量の見込み	300 人				
②確保方策	300 人				
実施率	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %

[※]里帰り出産等で一時的に市内に滞在する乳児を含んだ見込みです。

[5] 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・保育士等がその居宅を訪問し、 養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業です。

■事業の概要

名 称	育児支援家庭訪問事業 (養育支援訪問)
対象者	養育上の問題を抱え、育児等の支援が必要な家庭

■実績		2018年度 平成30年度
育児支援家庭訪問事業	対象者数	3 人

■量の見込み及び確保方策	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
① 量の見込み	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人
② 確保方策	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人

[6] 子育て短期支援事業(ショートスティ事業)

保護者が疾病等により、家庭における子どもの養育が困難になった際、児童養護施設等に おいて子どもを預かる事業です。

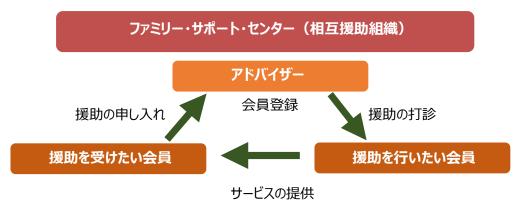
名 称	子育て短期支援事業(ショートステイ)
対象者	保護者の疾病、看護等で家庭での養育が困難になった子ども
利用可能日数	原則7日以内/回
委託団体等	聖智学園・淡路学園・明石乳児院・ファミリーホーム松野

■実績		2018年度
■关順		平成30年度
子育て短期支援事業(ショートステイ)	対象者数	6 人日

■量の見込み及び確保方策	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
①量の見込み	20 人日				
②確保方策	20 人日				
差 (2-1)	0 人目				

[7] 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がセンターを橋渡しに会員登録し、様々な育児の手助けを行う事業です。



■事業の概要

名 称	ファミリー・サポート
対象者	生後6か月から小学6年生まで
実施団体等	社会福祉法人 淡路市社会福祉協議会

■実績		2018年度
		平成30年度
ファミリー・サポート	利用者数	1 人

■量の見込み及び確保方策

ニーズ調査の結果を用いた試算では、本事業に対するニーズの量を算定することはできませんでしたが、自由記述において「協力会員が少なく、必要なときに利用できない」等、 潜在的な利用希望が見られました。

本市では、淡路市社会福祉協議会がファミリー・サポート事業を実施しています。今後の 利用促進を図るため、事業の周知に取り組みます。

[8] 一時預かり事業

一時預かり事業には、認定こども園における在園児を対象にした「幼稚園型」と、認定こども園や保育所で実施する「その他の一時預かり」があります。

(1) 認定こども園における在園児を対象とした一時預かり(幼稚園型)

■事業の概要

名 称	預かり保育
場所	公立3園、私立2園
対象者	1号認定を受けている在園児 (3~5歳)
利用可能時間	平日 13:30~16:30

■実績		2018年度
■夫順		平成30年度
預かり保育	利用者数	1,105 人日

■量の見込み及び確保方策		2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	
①量の見込み 1 号認定		1,100 人目	1,100 人日	1,100 人日	1,100 人目	1,400 人日	
②確保方策	人数		1,100 人日	1,100 人日	1,100 人日	1,100 人日	1,400 人日
		公立	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	4 箇所
	箇所数	私立	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
		計	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	6 箇所
差 (2-1)		0 人目	0 人日	0 人目	0 人目	0 人目	

(2) その他の一時預かり(保育所等)

名 称	一時保育
場所	5 箇所
対象者	保育所等に入所していない児童 (0~5歳)

■実績		2018年度 平成30年度
一時保育	利用者数	531 人日

				i					
■量の見込み及び確保方策			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
①量	の見込み				800 人日	800 人日	800 人日	800 人日	1,000 人日
2		人刻	数		800 人日	800 人日	800 人日	800 人日	1,000 人日
②確保方策	11土マ石		保育所		1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
保七	一時預かり事	筃	認定こと	園する	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	5 箇所
第	業	所	地域子育	て支援拠点	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
	数 その他			0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	
			計		5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	6 箇所
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事		人数	0 人目	0 人目	0 人目	0 人目	0 人目	
	業を除く)	<i>k-k-</i> → ₁		箇所数	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
	子育で短期支援事業 人数 (トワイライトステイ) 箇所数		人数	0 人目	0 人日	0 人日	0 人日	0 人目	
			箇所数	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	
	計		800 人日	800 人日	800 人日	800 人日	1,000 人日		
差(2-1)		<u>-</u>		0 人目	0 人日	0 人目	0 人日	0 人目

[9] 延長保育事業

保育認定を受けた子どもの通常の利用時間を超えて保育を行う事業です。

■事業の概要

名 称	延長保育
対象者	0~5歳
利用可能時間	平日 ①16:00~18:00 ②18:00~19:00 (施設により異なる)

■実績		2018年度 平成30年度
延長保育	利用者数	12,753 人日

■見の目はななながね土笠	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
■量の見込み及び確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	13,000 人日				
②確保方策	13,000 人日				
差 (2-1)	0 人目	0 人目	0 人目	0 人目	0 人日

[10]病児・病後児保育事業

子どもが病中あるいは病気の回復期にあって、かつ保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に看護師等を配置した専用施設内で子どもを預かる事業です。

淡路市では、平成31年1月より病後児保育を実施しています。

名 称	病後児保育
場所	聖隷こども園夢舞台 (夢舞台1番地37)
対象者	病気の回復期にある生後6か月から小学6年生まで
利用可能時間等	8:30~17:00 定員3人 事前に利用登録と利用日の医師の診断が必要

■実績		2018年度 平成30年度
病後児保育	利用者数	3人日(3ヶ月間の実績)

■量の見込み及び確保方策			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
■里	7元込み及0	"作曲"7	大力來	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量	の見込み			90 人日	130 人日	160 人日	170 人日	180 人日
2		人数	数	90 人日	130 人日	160 人日	170 人日	180 人日
②確保方策			作田がた割	0 箇所				
保七			病児対応型	0 総定員				
策		具体策	病後児対応型	1 箇所				
	病児保育 事業			3 総定員				
	尹未			0 箇所				
				0 総定員				
			訪 問 型	0 箇所				
				0 総定員				
子育て援助活動支 (病児・緊急対応		-	0 人目	0 人目	0 人目	0 人目	0 人目	
	計		90 人日	130 人日	160 人日	170 人日	180 人日	
差 (②一①)		0 人日	0 人目	0 人目	0 人目	0 人目		

[11]放課後児童健全育成事業(学童保育)

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、支援員の 下、子どもに放課後における生活の場を提供する事業です。

名 称	学童保育			
場 所 11箇所				
対象者 両親が昼間就労しているなど、受入の要件に該当する小学生				
利用可能時間等	平日 放課後~18:00 土曜日 8:00~18:00 (場所指定) 長期休業日及び学校代休日 8:00~18:00			

学校名	学童保育	定員 (人)	場所	放課後 子ども教室
志筑小学校	志筑 志筑第 2	55 60	隣接地専用施設	
塩田小学校	塩田	35	塩田小学校内	0
中田小学校	中田	50	敷地内専用施設	
大町小学校	大町	60	大町会館	
津名東小学校	津名東	60	敷地内専用施設	0
石屋小学校	石屋	60	敷地内専用施設	0
北淡小学校	北淡	70	隣接地専用施設	○ (一体型)
一宮小学校	. 台	90	- 宮老人短がおいな。	
多賀小学校	一宮	80	一宮老人福祉センター	U
浦小学校	浦	50	浦小学校内	0
学習小学校	学習	100	子育て支援センター(隣接地)	0

■実績	_	年度 元年度		
学童保育	利用者数	低学年	467 人	計
		高学年	106 人	573 人

■量の見込み及び確保方策		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	167 人	183 人	177 人	171 人	152 人
	2年生	166 人	179 人	206 人	209 人	209 人
	3年生	166 人	161 人	175 人	203 人	207 人
	4年生	66 人	75 人	65 人	65 人	69 人
	5年生	19 人	18 人	21 人	18 人	18 人
	6年生	15 人	15 人	14 人	16 人	14 人
	計	599 人	631 人	658 人	682 人	669 人
②確保方策	児童数	680 人	680 人	720 人	720 人	720 人
	施設数	11 箇所				
	支援の単位	15 支援				
差 (②一①)		81 人	49 人	62 人	38 人	51 人

5. その他子ども・子育て支援施策の展開



ともに育ち ともに育む すこやかに暮らせるまち 淡 路 市 1.すべての子どもたち の心豊かな成長や 発達への支援

1.1 子どもの健やかな 成長のための 教育環境の整備

> 1.2 要保護児童 への対応

[1]子どもを生み育てることに 夢をもてる環境づくり

[2]子どもの生きる力を育む 教育環境づくり

[3]家庭や地域の教育の向上

[1]児童虐待防止対策

[2]ひとり親家庭の自立支援

[3]障害児施策の推進

2.安心して子どもを 生み育てるための 支援

2.1 地域における 子育て支援

[1]地域における子育て支援 の充実

[2]教育・保育事業及び地域 子ども・子育て支援事業の

2.2 親子の健康づくり の推進

[1]子どもと母親の健康づくり の推進

[2]食育の推進

[3]思春期保健対策の充実

[4]産婦人科医療・小児医 療の充実

2.3 什事と家庭の 両立支援

[1]子育てを支援する職場環 境の整備

[2]仕事と家庭の両立支援

3.地域ぐるみでの 子育て支援

3.1 子育て支援ネット ワークの充実

[1]淡路市子育て支援ネット ワークの促進

[2]子育て家庭と地域との交 流の促進

3.2 子どもをめぐる 安全の確保

生活環境の整備

[1]子どもの交通安全の確保

[2]子どもを犯罪被害等から 守る活動

3.3 子育てを支援する

[1]良質な住宅の整備 [2]安全な道路交通環境の

整備

[3]安全・安心のまちづくり

5.1. すべての子どもたちの心豊かな成長や発達への支援

5.1.1. 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

〈施策の方向性〉

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せ につながることだけでなく、次代の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資とな ります。

次の世代につなげていく「親育ち」のための基礎づくりにとって、めまぐるしく変化する社会環境の中で「生きる力」が子どもに育まれることが重要です。

そのため、創意工夫のある学校教育の推進をはじめ、家庭・地域・学校が連携・協力し、 家庭や地域社会における教育力の向上に努めます。

〔1〕子どもを生み育てることに夢をもてる環境づくり

①いのちの大切さを学	既存の環境体験事業やいのちの学習を引き続き実施し、いのちを尊
ぶ機会の確保	ぶことのできる豊かな人間性を育みます。
②乳幼児とふれあう機	子育て学習センター等と連携して乳幼児とのふれあい体験の機会
会の確保	を確保できるよう努めます。

[2] 子どもの生きる力を育む教育環境づくり

①魅力ある学校教育の 推進	総合的な学習の時間を活用して、体験活動や児童・生徒のニーズに合わせた学習等、各学校において特色ある事業実施に努めます。
②体験活動の実施	現在実施している体験活動の継続実施に努めます。小学3年生では 地域の自然に出かけていき、地域の人々の協力を得ながら、五感を使って命の営みや大切さを学ぶ環境体験活動を推進します。5年生では、自然の中での長期宿泊体験を通して、豊かな感性や社会性を育む自然学校活動を推進します。 また、トライやる・ウィークにおける体験分野は、子どもたちの希望によるため、より多くの希望を反映できるよう、学校やトライやる・ウィーク推進協議会において受け入れ先との円滑な調整に努め、内容の充実を図ります。
③放課後子ども教室・学 童保育の実施	近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の児童数増加が見込まれる中、「小1の壁」の問題を解消するとともに、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、「新・放課後子ども総合プラン」、「ひょうご放課後プラン事業」の趣旨を踏まえ、放課後子ども教室と学童保育の両事業を引き続き実施します。 なお、両事業の実施・運営にあたっては、一体的または連携した取組が求められていることから、各々の特性やニーズを踏まえながら、放課後子ども教室に学童保育の児童も含めたすべての子どもたちの参加促進が図られるよう努めます。

■両事業の連携、一体型教室の実施方策

- ・両事業を連携して行うために、放課後子ども教室指導員・ボラン ティアスタッフ等と放課後児童支援員が連携して、プログラムの 内容・実施日等を検討できる体制を整えます。
- ・両事業に携わる担当者等が校区ごとに定期的な打ち合わせを行い、共通理解・情報共有を図ります。
- ・令和5年度(2023年度)までに、放課後子ども教室及び学童保育 の一体型教室を2箇所以上整備することをめざします。
- ・「新・放課後子ども総合プラン」の必要性、意義等についての理解や、小学校の余裕教室等の活用を促進するために、学校関係者等との協議を継続して行います。
- ・本市では、教育委員会が放課後子ども教室と学童保育の両事業を 所管しているため双方の連携はできていますが、関係機関との連 携についても、一体的な事業実施が促進されるよう共通理解・情 報共有を図ります。
- ・特別な配慮を必要とする児童への対応方策として、支援員等の加配や、有識者による研修を行うことで、障害特性に応じた対応、必要な知識の底上げに努めます。

また、保護者や学校等の関係機関と連携し、放課後子ども教室、 学童保育として適切な対応を図ります。

■放課後子ども教室の実施方策

- ・小学校数に対して70%以上整備することをめざします。
- ・保護者へ事業内容等について周知するとともに、地域ボランティアの人材確保に努めます。

■学童保育の実施方策

- ・児童の自主性、主体性、社会性等の一層の向上を図る取組
 - ▶ 低学年と高学年の相互交流を実施します。
 - ▶ 外部講師による人権教室、英語教室、交通・防犯教室等に取り組みます。
 - ▶ 園外保育による体験活動、社会参加に努めます。
 - ▶ これらの実施内容については「お便り」等を通じて利用者、 地域へ周知します。
- ・女性就業率の上昇や、地域の実情に合わせた事業を実施する観点 から、開所時間の見直しを検討します。

④子どもの悩みに対す る相談体制の整備

子どもの心理的不安を解消するため、引き続きスクールカウンセラーによる相談体制の整備に努めます。

⑤地域が支える学校づ くりの推進

地域学校協働活動を推進し、各地域団体によるボランティアと学校、家庭のつながりを今後さらに充実させます。また、従来のPTA活動に地域(Community)を加えたPTCA活動のネットワーク強化に取り組みます。

⑥子どもを取り巻く有 害環境への対策推進

IT関連機器の利便性に潜む危険やトラブル、薬物乱用防止のための啓発を行うため、青少年健全育成委員会を中心として、講演会や啓発チラシの配布、夜間パトロール等により、青少年の健全育成の妨げとなる環境への対策に努めます。

[3] 家庭や地域の教育の向上

①子育てグループ・サー	子育て学習センター等と連携して様々なボランティア活動や研修
クル活動の支援	活動、交流活動を継続的に実施して充実を図ります。
②青少年健全育成のた	引き続き青少年健全育成委員会を中心として、地域で子どもを見守
めの支部活動の支援	るための活動を実施していきます。

5.1.2. 要保護児童への対応

〈施策の方向性〉

家族構成や家庭環境、経済状況等に関係なく、多様性を認め合い「子どもの最善の利益」 が優先されながら、すべての子どもたちが社会の保護のもとに育成される環境づくりが 必要です。

ひとり親家庭や障害児のいる家庭、虐待を受けた児童等を、社会全体が温かく見守ることができる環境づくりに取り組むとともに、要保護児童に対する対策の充実を図ります。

また、児童虐待防止対策をはじめ、ひとり親家庭の自立支援の推進、障害児への支援策、 生活困窮・養育困難な家庭等、子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関す る施策については、兵庫県中央こども家庭センター及び関係機関等と連携を図りながら 推進します。

〔1〕 児童虐待防止対策

①児童虐待防止対策の 充実

児童虐待の早期発見、早期対応のため、身近な場所における継続的な支援を行い、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関等の連絡調整その他の必要な支援を行う子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター、利用者支援事業等により、地域における切れ目のない子育て支援を活用して虐待を予防するほか、必要な場合はこども家庭センターへ助言を求め、関係機関との連携強化を行います。

■子どもの権利擁護

体罰によらない子育で等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及 ぼす悪影響や体罰によらない子育でに関する理解が社会で広まるよ う、乳幼児健診の場、子育で学習センター、保育所、学校等を活用し て普及活動を行います。

■児童虐待の発生予防・早期発見

児童虐待の発生予防、早期発見のため、産後の初期段階における支援等、支援を必要とする子どもや妊婦への支援を行い、また、乳幼児健診未受診者、未就園、不就学等の子どもに対して定期的な安全確認を行います。

■児童虐待の発生時の迅速・的確な対応

子ども等に対する相談支援を行う子ども家庭総合支援拠点の整備を行います。

②関係機関との連携強 化

現在実施している、要保護児童対策協議会を引き続き開催するとともに、子どもの置かれた状況を含めた個別ケースに関し、その状況やアセスメントの情報の共有、関係機関で役割分担を行い、支援を行います。こうした進行管理は要保護児童対策調整機関が適切に行い、協議会の運営並びに虐待相談対応における組織的な対応及びアセスメントを確保します。

③相談しやすい相談窓口の整備

虐待という分野で相談を受けるのではなく、子どもを養育していく上での様々な悩み・心配事に関する相談窓口としてPRを行い、気軽に相談してもらえる相談窓口の整備に努めます。

[2] ひとり親家庭の自立支援

①相談体制の充実	現在の相談体制による支援を引き続き実施し、ひとり親家庭に対する不安の軽減や助言等のサポートに努めます。
②情報提供の充実	すべてのひとり親世帯に対して支援を行えるよう、世帯の把握に努めるとともに、各種サービスや助成についての情報提供に努めます。

〔3〕 障害児施策の推進

①発達支援ネットワー クの強化	現在実施している事業を引き続き推進するとともに、身近な地域に おいて発達状況に応じた支援を適切に受け、充実した生活が送れるよ う、発達支援ネットワークを強化します。 また、保健・医療・保育・教育・福祉等の連携を図り、関係部局そ れぞれが支援に必要な情報を共有することにより、一貫した支援に努 めます。
②障害児と地域との交 流機会の確保	様々なイベントに応じて参加を推進し、障害児と交流する機会を設け、地域の理解につなげるよう努めます。
③保育所・認定こども園 の利用支援	利用の必要性がある場合は、障害の程度に合わせて随時対応していきます。受け入れ体制として、利用希望があった場合、保育士等を確保して対応していきます。 また、安心して預けてもらえるよう、研修を受講するなど資質の向上に努めます。 関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を引き続き配置し、医療的ケアの必要な児童が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、総合的な支援体制の強化に努めます。

5.2. 安心して子どもを生み育てるための支援

5.2.1. 地域における子育で支援

〈施策の方向性〉

社会経済情勢の変化を背景に、子育て家庭を取り巻く環境は、就労の有無にかかわらず、 子育てへの負担や不安、孤立感の高まりをもたらしています。

子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、子ども・子育て支援新制度に基づく幼児期の教育・保育事業の充実に取り組むとともに、地域のニーズに応じた総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実するよう努めます。

一方、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現を あきらめる人や悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人がいます。

親自身が実際に子育てを経験することを通じて、周囲からの様々な支援を受けながら 親として成長し、また、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができる 「親育ち」の過程を支援します。

また、子育てに孤立感や負担感を感じている保護者が多いことを踏まえ、子育てに対し 安心感や充実感が得られるよう、子育て相談、情報提供体制の充実のほか、親子同士の交 流機会の提供等、地域における子育て支援の充実に努めます。

[1] 地域における子育て支援の充実

①子育て学習センター の充実	子育てに関する学習や情報収集、相談や交流の場としての役割を引き続き担い、現在実施している各事業の拡充に努めます。 また、より多くの子育て家庭に利用してもらえるようPRを行い、 利用しやすい環境づくりに努めます。
②関係機関との連携強 化	子育て世代包括支援センター (利用者支援事業) を中心に、保育所・認定こども園、子育て学習センター等、子育て支援に携わる関係機関、さらに高齢者、学生等、地域の多様な世代との連携を今後、より密にし、地域の子育て活動拠点としての働きを充実します。
③相談窓口と相談体制 の充実	保護者の身近な場所で子育て世代包括支援センターを運営し、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の利用等に関する相談や情報提供を行うとともに、家庭の状況に応じて適切なサービスにつなぐための支援の充実に努め、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を引き続き実施します。 子育ての悩みや不安は一人ひとり違うため、個人を取り巻く環境や状況に合わせて的確なアドバイスができるよう、子育て支援員、両親教育インストラクターに限らず、心理士や保健師、栄養士等、適宜必要な専門機関と連携して対応に努めます。
④子育てに関する学習 機会の提供	子どもの健全な成長に向けて、子どもの健康や食事、生活や子育て 等についての正しい知識を提供する場として、子育て世代包括支援セ ンター、子育て学習センター等の教室を引き続き実施します。

⑤子育て支援に関する きめ細かい情報提供

子育て世代包括支援センター、子育て学習センターを中心として、 パンフレットや冊子の充実に努めます。また、インターネットを使っ て子育てに関する情報提供の充実を進めるとともに、タイムリーに情 報が得られるツールとして、アプリ等の子育て情報配信システムの提 供を検討していきます。

⑥子育て家庭の経済的 負担の軽減

幼児教育・保育の無償化に加えて、各種手当の支給については、今 後、国の動向を踏まえて適宜検討することとします。

[2] 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の充実

①教育・保育事業の提供 新制度の施設型給付に基づき、企業主導型保育事業者と保育の需給 体制の充実 調整を行い、就学前児童への教育・保育事業の充実を図ります。 また、幼児期の教育・保育のニーズに総合的に対応するため、認定 こども園の移行等を継続します。 保育所・認定こども園等の教育・保育施設を利用する子どもの家庭 ②地域子ども・子育て支 援事業の充実 だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを支援 するため、一時預かりや学童保育、病児・病後児保育事業等、地域子 ども・子育て支援事業を本市の実情に応じ充実を図ります。 ③教育・保育の質の向上 幼児期の特性や発達段階に応じた教育・保育ができるよう保育教 諭・保育士等に対する研修の充実等により専門性を高め、質の向上を 図ります。学校教育担当課と連携を密にし、幼児教育・保育に関する 専門的知識・技能に基づき助言を受け、質の高い教育・保育その他の 子ども・子育て支援の提供体制の整備に努めます。 また、保育所・認定こども園等との連携を強化し、それぞれの機能 を生かした幼児期の教育・保育の充実に努め、保育所・認定こども園 等から小学校への円滑な移行が進むよう連携・接続を図ります。

5.2.2. 親子の健康づくりの推進

〈施策の方向性〉

核家族化や地域のつながりの希薄化等を背景に、妊娠・出産・子育てへの不安や負担感を抱える親が増え、それが原因で児童虐待につながる場合も少なくありません。児童虐待を予防し、母子の心身の健康を守るため、妊娠から出産、子育て期まで切れ目のない支援を行う包括的・継続的な支援体制が必要です。

母子の健康保持・増進、疾病の予防や早期発見に対する取組の充実を図り、妊娠から出産、子育てまで、子どもを安心して生み育てられるよう、切れ目のない支援体制の充実を図ります。

また、幼少期から、望ましい食生活や生活習慣等に関する知識の普及・啓発等、子ども が心身ともに健やかに成長することを支援するための保健事業を推進します。さらに、子 どもが急病等になっても、必要な時に適切な医療が受けられるよう医療体制の充実を図 ります。

[1] 子どもと母親の健康づくりの推進

①健診等保健事業の実 施

現在実施している各種健診や保健事業については、実施状況・実施 方法等の検証を行いながら、医師・保健師・栄養士・心理士・歯科衛 生士等の専門職による母子支援を充実した内容で実施します。

また、健診や教室等を実施した際は、参加者の満足度について把握を行い、参加者の意見やニーズに対応できるよう、実施方法や実施内容を検討します。

②出産・育児に関する学 習機会の提供

子育て世代包括支援センター(母子保健型)を中心に、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、対象者のニーズや状況にあった利用可能な母子保健サービス及び子育て支援サービス等について、情報提供・助言等を行います。現在行っている講座(元気っ子カフェ(産前産後サポート事業))の充実も図ります。

また、タイムリーに情報が得られ、記録等も活用できるツールとして、アプリ等の子育て情報・健康情報の配信システムの提供を検討していきます。

③関係機関との連携強 化

子育て世代包括支援センター(母子保健型)を中心に、保健所やこども家庭センター、医療機関、民生委員・児童委員、教育委員会、認定こども園・保育所、子育て学習センター、利用者支援事業実施事業所、児童福祉施設等の関係機関との間で、日頃から情報共有や連携のためのネットワーク作りに努めていきます。

また、関係機関との情報共有や関係機関による支援が必要と判断した場合には、関係機関へ連絡調整を行い、複数の関係機関が関わる場合には、関係者会議等を通じて、ケースの情報共有と役割分担、連携方法等について検討していきます。その後も進捗状況を共有し、必要な連絡調整を行う等、情報交換や支援体制の強化に努めます。

[2] 食育の推進

①保護者への情報提供・ 意識啓発	食育は、食事の大切さや望ましい食習慣、栄養についての基礎等を知ることから始まります。保護者に食育について興味を持ってもらうため、引き続き乳幼児健診において適切な食事やおやつの与え方等について伝え、意識向上につなげます。
②相談窓口の整備	食事は各家庭において特色があり、家庭を取り巻く生活環境やライフスタイルによって大きな差があります。一人ひとりの食生活や栄養について的確な指導を行うため、乳幼児健診、育児相談において個別栄養指導を実施し、乳幼児の食事についての指導や助言を行います。また、個別指導のほかに随時電話による相談受け入れ体制を整備しており、今後も引き続き対応を図ります。
③学校・認定こども園・ 保育所での取組	今後、各学校・認定こども園・保育所との連携、協力体制をとりながら、食育を展開していきます。
④保護者が参加できる 教室の実施	食生活改善推進員"いずみ会"と連携を図りつつ、引き続き各地区での親子クッキング教室等の保護者参加型の教室を展開していきます。
⑤離乳食についての情 報提供	離乳食についての正しい知識を提供するため、離乳食教室により講話や離乳食の試食等を行い、実践につなげます。
⑥食育推進計画との整 合性	第2次淡路市食育推進計画は健康淡路21(第2次)における「栄養・食生活」の分野として位置づけられており、具体的な食育の展開については、健康淡路21(第2次)と整合性を図りつつ事業を展開します。

[3] 思春期保健対策の充実

①連携体制の構築	思春期の性についての知識・行動、悩み等についてまずは現状課題
	を捉え、学校保健や地域の助産師等との連携体制を検討します。

〔4〕 産婦人科医療・小児医療の充実

①安全な分娩の確保	淡路圏域で安心して生み育てることができるよう産科の確保を推進します。 特に、市内で分娩ができない状況であることから、一時休止となっている聖隷淡路病院の産科が再開できるよう、引き続き産科医の確保に努めます。
②小児救急医療体制整 備の推進	引き続き現在実施している在宅当番制を継続し、夜間診療の確保に 努めます。
③小児医療に関する相 談体制の確保	現在の体制で継続的に実施します。緊急的な子どもの病気や体調変化等について相談対応し、保護者の不安解消や必要に応じて診療につなげる等、適切な対応に努めます。

5.2.3. 仕事と家庭の両立支援

〈施策の方向性〉

結婚や出産、子育て、介護等で就労の継続が困難になったり、就労条件に制約が生じる こと等がないよう、男女に関係なく誰もが就労し働きやすい職場づくりを進める必要が あります。また、社会経済情勢の変化等で、雇用や収入等で制約を受けることがなく、仕 事と家庭のバランスがとれた多様な働き方を選択できる「ワーク・ライフ・バランス (仕事 と生活の調和)」を推進し、働き方の見直し等社会全体の機運の醸成が重要です。

子育てと仕事の両立支援のためのサービスの充実及び利用促進を図るとともに、ワー ク・ライフ・バランスや育児休業法等の各種制度等について、企業や労働者に対する啓発 や情報提供を行います。

なお、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方の見直しを促進するにあたって は、兵庫県をはじめ、労働局や企業、労働者団体、子育て支援活動を行う団体等と連携し ながら、地域の実情に応じた取組を進めます。

「1] 子育でを支援する職場環境の整備

①育児休業制度の利用

男女がともに仕事を続けながら育児ができるよう、育児休業制度の 促進・職場復帰の支援 取得促進のための啓発を行います。

> 出産や育児等で離職した女性の再就業を支援する県立男女共同参 画センターの各種事業を周知し、女性の再就業への支援を推進しま す。

[2] 仕事と家庭の両立支援

①仕事と子育ての両立 のためのサービス提 供	就労している保護者が安定して子どもを預けられる環境を創るため、各種サービスを引き続き提供していきます。 また、更なる充実をめざし、ファミリー・サポート・センター事業の実施方法等について検討していきます。
②ワーク・ライフ・バラ	仕事と家庭生活の両立、男女がともに育児を担うことについての啓
ンスの啓発	発を図ります。

5.3. 地域ぐるみでの子育て支援

5.3.1. 子育て支援ネットワークの充実

〈施策の方向性〉

家族の小規模化や近隣関係の希薄化を背景に、子育てで孤立する家庭も少なくありません。このような状況を踏まえ、子育てに不安や負担を感じることなく、保護者が安心して子どもを生み育てていくためには、家庭、地域、教育・保育施設等子どもの生活の場を有機的に連携させ、地域コミュニティの緩やかな関係の中で子どもを育んでいける取組が重要です。

子育てに悩みや不安を感じても、身近な地域で必要に応じ適切な相談援助や情報提供 等が受けられるよう、淡路市子育てネットワーク推進連絡協議会等、地域の関係団体・機 関が連携し、子育て支援のネットワークの充実を図ります。

併せて、保護者が子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てできるよう、「子育ち」と「子育て」を地域で支えることのできる環境づくりを進め、地域も一緒に育つ子育ち・子育てのまちづくりを支援します。

[1] 淡路市子育て支援ネットワークの促進

①淡路市子育て支援ネットワークの促進

子育て家庭に対して、多方面からの支援や情報提供が必要とされる ため、ネットワークを活用して事業を展開し、各団体が支援・交流す ることで、きめ細やかな子育て支援につなげられるよう促進していき ます。

[2] 子育て家庭と地域との交流の促進

①子育て家庭と地域と の交流の促進

核家族化が進行していく中、地域からの声かけや地域全体で育て見守っていくという意識の希薄化を防ぐため、地域の関係機関等との連携を図り、子育て地域イベントの実施等、子育て家庭と地域との交流を推進します。



5.3.2. 子どもをめぐる安全の確保

〈施策の方向性〉

近年、スマートフォンやSNS (ソーシャルネットワークシステム)等の普及等により、 子どもが巻き込まれる事件・事故が多様化・頻発化し、子どもの安全確保をめぐる環境は 大きく変化しています。

地域の安全確保については重要な課題であると認識し、遊び場等子どもが日常的に過ごす場所だけでなく、地震や風水害等の災害の発生に備え、子どもを含むすべての市民にとって安全・安心に過ごせる地域環境の整備・充実を図ります。

〔1〕子どもの交通安全の確保

①交通安全運動の実施	四季の交通安全運動期間中に啓発活動を実施し、関係機関と連携し ながら交通安全対策に努めます。
②学校・地域の連携にお ける交通安全の確保	今後も引き続き、通学路の安全対策を図り、保護者やボランティア等と連携しつつ、月はじめと安全の日(毎月15日)の立ち番を実施し、PTAや保護者とともに普及啓発活動を推進します。

[2] 子どもを犯罪被害等から守る活動

①子どもを守る110番の 家の確保	淡路防犯協会が地域ぐるみで子どもたちの安全を確保することを目的として実施しています。身の危険を感じた時等の緊急時に安心して助けを求め、「駆け込める場所」として、民家や事業所等に「子どもを守る110番の家」を設置しています。今後も地域ぐるみで子どもを守るための防犯対策に努めます。
②ひょうご防犯ネット の普及	"ひょうご防犯ネット"は、パソコンや携帯メールで安全安心情報を発信しており、また身近な犯罪・防犯情報を随時発信しています。 地域別の安全を確保することを目的とした兵庫県警察の防犯情報等配信システムです。 最新情報を得るツールとして、また地域で見守る安全対策として、 市民に"ひょうご防犯ネット"への登録について推進します。
③防犯グループ及びボ ランティアによる活 動推進	犯罪は生活する身近なところでいつ起こるかわからない状況にあるため、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という自主的な防犯活動が重要になっています。今後も関係機関と連携し、防犯活動の推進に努めます。
④緊急管理対応マニュアルの実用体制の整備	各保育所・各学校で整備された防災マニュアル、危機管理対応マニュアルの実用化に向けて、マニュアル内容の習得や理解を促し、緊急時に的確に対応できる体制をつくります。
⑤保育所・学校における 安全対策	各保育所・各学校にホットラインは完備しましたが、今後は保育所・ 学校の規模に合わせて、適宜防犯機器の設置を検討します。
⑥犯罪、いじめ等により被害を受けた子どもと保護者に対する支援	教育センター及び青少年センターが相談窓口としての役割を果たしていくとともに、気軽に相談できる窓口としてのPRを広報等で行っていきます。

5.3.3. 子育でを支援する生活環境の整備

〈施策の方向性〉

安全・安心に、子ども自身が地域で過ごしたり、子ども連れでも外出できる遊び場所や 道路環境の整備が求められています。子どもや子育て家庭をはじめ、地域のすべての人々 が安心して暮らすことのできるまちづくりをめざすことが重要です。

生活の基盤となる住まいの整備・充実をはじめ、道路や歩道、公共施設のバリアフリー 化等、関係機関・団体と連携し進めるとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ったま ちづくりに取り組みます。

〔1〕 良質な住宅の整備

①住宅に関する情報提	空き家情報をホームページ等で随時提供し有効活用を推進します。
供	今後も空き家の活用に向けた展開を検討します。
②市営住宅の整備	他市町と比較しても市営住宅の管理戸数が多い状況にあります。そのため空室も多く、人口減や世帯構成の変化に配慮し、実情に応じた計画的な改修を実施し、建替えや新規建設でなく、用途廃止住宅の撤去をはじめ老朽化したストックの集約等を検討し、管理規模の適正化を図ります。

[2] 安全な道路交通環境の整備

①交通安全対策事業の 推進	交通安全対策事業の一環として、歩道の整備や通学路におけるカラー舗装等の安全対策を推進します。
	各町内会が実施する、暗い道路や危険な箇所への防犯灯の設置・管理への支援を行います。各学校の状況を踏まえ、通学路への増灯を検討します。

〔3〕安全・安心のまちづくり

①公園の整備	多くの人が利用できる憩いの場として、遊具の定期的な点検等を行い、安全性を確認しながら、親しみやすい環境の整備を推進します。
②ユニバーサルデザイ ン・子育てバリアフリ ーの推進	住民の意見や情報収集を頻繁に行い、住民と近い目線で高齢者や子 ども、さらには子育て中の母親にやさしいユニバーサルデザイン及び 子育てバリアフリーのまちづくりと環境の整備に努めます。
③情報収集体制の強化	これまでの住民の方々からの要望や通報による情報に加え、市職員による通勤時を含めた情報及び各協力団体・道路保安員・公園管理業務受託者等からの情報を収集しており、引き続き、連携体制の強化に努めます。





6.1. 計画推進及び進捗状況の評価

6.1.1. 計画推進及び進捗状況の評価

計画の推進にあたっては、子育て応援課が事務局となり、毎年度、関係機関・団体と連携を図りながら、計画の基本目標の達成に向けて進行状況の把握、点検を行い、子ども・子育て会議において評価を実施します。

子ども・子育て会議での審議により、必要に応じ本計画の施策の見直し・改善を図ります。



6.1.2. 計画推進に向けた関係機関の役割

子ども・子育てに関わる施策は、児童福祉分野だけでなく、保健、医療、教育、就労等、 様々な分野にわたるため、子育て応援課が主管となり、関係部局と連携を図りながら本計 画を推進します。

また、保育所、認定こども園等の教育・保育事業を運営する事業者をはじめ、学校やPTA、社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等の関係団体・機関、また町内会等の地域組織と、適切な役割分担のもと連携を強化し、地域ぐるみで子育ち・子育て支援の推進を図ります。

さらに、子育て支援施策は、児童手当等、国や県の制度に基づくものも多いことから、 国・県と連携し、各種施策の充実や要望を行っていきます。

資料編

1. 淡路市子ども・子育て会議条例

淡路市子ども・子育て会議条例

平成25年9月27日条例第35号

(設置)

- 第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規 定に基づき、淡路市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。 (所掌事務)
- 第2条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次に掲げるとおりする。
 - (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(組織)

- 第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 保育関係者
 - (3) 教育関係者
 - (4) 子どもの保護者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。
- 2 子ども・子育て会議は、過半数の委員の出席がなければ、開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会 長の決するところによる。
- 4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

- 第7条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部子育て応援課において処理する。 (委任)
- 第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に開かれる子ども・子育て会議の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。
- (淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年淡路市条例第43号)の一部を次のように改正する。

別表防災会議の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議	会長	日額	8,000円
	委員	日額	6,400円

2. 淡路市子ども・子育て会議委員名簿

区分	所 属 等	役 職		氏	名
产与争价 ∳▽ 座△ →・	民生委員	主任児童委員	小	堀	禎 員
学識経験者	関西看護医療大学	看護部・看護学科教授	◎伊	木	智 子
	公立保育所	仮屋保育所長	中来	そ田	ゆかり
	私立保育所	志筑保育園副園長	0三	浦	義崇
旧	子育て学習センター	一宮子育て学習センター 両親教育インストラクター	中	尾	美 穂
保育関係者	学童保育	放課後児童支援員	井	本	かおり
	ファミリー・サポート	(特非)淡路島ファミリーサポー トセンターまあるく代表理事	関		美恵子
	実施事業者	社会福祉協議会	永	田	美 和
教育関係者	淡路市立小学校	校長会代表(中田小学校長)	織	田	恵
教育舆体有	認定こども園	生穂認定こども園長	北	門	登志子
	子どもの保護者	保護者	澤	田	みちよ
子どもの保護者			北	本	由美子
			中	田	育 代
			小	田	真 吾
			登		陽子
	淡路市医師会	会長	大	橋	明
市長が必要と認める者	三洋エナジー東浦株 式会社	人事・総務部人事課 係長	稲	井	大 介
	淡路市	副市長	長	濵	泰之
	淡路市健康福祉部子 育て応援課	家庭児童相談係担当 副課長	来	田	真由美
	淡路市健康福祉部健 康増進課	保健師	岩	本	公 美

令和2年3月末現在(順不同・敬称略) ◎:会長、○:副会長

3. 計画策定の経過

年 月 日	策 定 経 過		
平成30年 11月30日(金)	第15回子ども・子育て会議 ○淡路市子ども・子育て支援事業計画(第二期)策定に ついて		
平成31年1月	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の実施		
3月12日 (火)	第16回子ども・子育て会議 〇平成30年度淡路市子ども・子育て支援に関するニース 調査結果速報		
6月25日 (火)	第17回子ども・子育て会議 〇子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果について ○現行計画における各種事業の実績について ○次期計画に向けたニーズの試算値について		
9月30日 (月)	第18回子ども・子育て会議 ○淡路市子ども・子育て支援事業計画骨子について		
12月24日(火)	第19回子ども・子育て会議 ○淡路市子ども・子育て支援事業計画素案について		
令和2年1月15日(水)	パブリックコメントの実施		
~1月30日(木)	(意見についての応募者数:0人)		
2月18日 (火)	第20回子ども・子育て会議 ○パブリックコメントの実施結果について ○淡路市子ども・子育て支援事業計画案について ○計画の進捗管理について ○計画概要版について		

4. ニーズ調査で記載いただいた主な自由意見への回答

○ 保育の充実について	
	現在、市内では「ちびっこランドちどり」市外では「いちごキッズ上
	物部」が、土日祝日も一時預かりを実施しています。
土日祝日にも仕事があるので、預	その他に、ファミリー・サポート・センター事業の充実、民間の保育
けられるところがほしい。	施設への委託、地域における支え合い、保護者同士の助け合い等、行
	ではよるサービスだけでなく様々な方法を模索しているところです。
	勤務形態、通勤距離等から短時間保育(午後4時まで)・標準時間保
フルタイム勤務や遠方の通勤に	育(午後6時まで)を決定しています。 保育・プログログログログログログログログログログログログログログログログログログログ
合わせて、保育時間を長くしてほ	保育ニーズに対応できるよう延長保育として、開所時間が午後6時までかり、
LVV	でと午後7時までの保育所があります。午後7時までの保育を希望さ
	れる方は午後7時まで開いている保育所、認定こども園をお選びいた
	だくことになります。
自宅の近くの保育所に入れるよ	児童数が減少しているため、適切な規模での保育環境を整備する必要
うにしてほしい。統廃合で遠くな	があり、保育施設の統廃合は避けられない状況です。効率的かつ効果
った。	的な運営をめざし、新たな保育ニーズの対応に努めてまいりますの
	で、ご理解ご協力をお願いいたします。
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	現在、年度途中での保育士の確保が困難な状況であり、入所児童数に
もっと簡単に途中入園できたら	合わせて保育士の配置人数を年度当初に決定しています。途中入所で
ゆっくり育児ができた。	あっても入所させたい年度の前年度11月に申し込みの手続きをお願
	いいたします。
0~3歳児を気軽に預けられる	
所がない。あっても金額が高く、	ご両親の前年度の市民税所得割額により保育料を決定しています。
パート代との割に合わず働けな	CLANG AND LOCATION OF THE PRINCE OF A PROPERTY OF STATE O
<i>V</i> ′₀	
○ 保育の質について	
	本市では旧淡路町以外、幼稚園が設置されていなかったため、従来か
 保育所と認定こども園では教育	ら保育所でも幼児教育を行い、認定こども園への移行を実施していま
内容に違いがあるので、差をなく	j.
してほしい。	保育所においても「えいごで遊ぼう」等を始めとする教育的プログラ
	ムを実施し、小学校に入学するまでに必要な教育を行い、認定こども
	園への移行を進めてまいります。
	施設整備は、できる限り児童の受け入れができるように模様替えと増
保育所が狭く古い。	築により対応をしてきました。統廃合計画に基づき新築及び改修を検
	討していきます。
保育所で親が参加する行事が多	保育所での子どもの様子や成長を見ていただく貴重な機会と考えて
すぎて、仕事を休まなければなら	います。子育てに理解のある企業の育成、社会全体の機運の醸成に取
ない。	り組んでまいります。
 保育士の待遇を良くしてほしい。	処遇改善に努めており、会計年度任用職員制度への移行時(令和2年
	度)にはさらに改善する予定です。
○ 一時預かりについて	
保育所の時間以外の時にどうし	
ても子どもを置いて外出しなけ	
ればならない時、安心して預けら	ファミリー・サポート・センター事業の充実、民間の保育施設への委
れる一時預かりのサービスがあ	託、地域における支え合い、保護者同士の助け合い等、行政によるサ
れば助かる。	ービスだけでなく、様々な方法を模索しているところです。
急な時にすぐ預けられるように	
してほしい。	
ファミリー・サポート・センター	
の協力会員が少なく利用できな	社会福祉協議会と協力しながら、登録者が増えるよう努めます。
い。認知度を上げて登録者を増や	江云田世励武云と励力しながり、豆漱日が増えるより労めより。
してほしい。	
一時預かりが充実していない。	引き続き保育士の確保に努めます。

放課後の見守りや送迎等のサー ビスがあれば良い。	子育て支援を行う民間のヘルパー事業所の利用、または保護者同士の助け合いでお願いできたらと思います。 保護者が労働等により放課後家庭にいない児童にあっては、学童保育において生活の場を確保しています。
○ 学童保育について	
7 時まで延長してもらえたら働 きやすい。	支援員の配置上、保育を延長する体制が整いません。
土日に仕事があるので学童で預 けられると助かる。	土曜日は施設を限定して8時から18時まで開所していますので必要 に応じてご利用ください。日曜日、祝日、年末年始は閉所日としてお り、今後も開所する予定はありません。
6年生まで学童に入れるように してほしい。	学童保育の対象者は小学校6年生までの児童です。ただし、利用希望者が施設の定員を超過する場合に限り、より学齢の低い児童から利用を許可しています。
学童が狭いのでかわいそう。	保育室の面積は条例により基準を定めていますが、今後も施設及び設備の充実に努めてまいります。
○ 学校・教育環境について	
学校の先生、支援員を増員し、先 生の負担を軽減してほしい。	適正な規模の学級編成や少人数指導の充実を推進するため、教員の人員配置については、毎年、県教育委員会と協議を行っています。また、特別支援教育支援員については、学校より聞き取りを行うとともに現場の実情を踏まえて適正配置を行っています。
1クラスしかないので、他校と交 流があれば良い。	小学5年生が行う自然学校では、複数校合同で班編成を行い、体験活動を実施しています。また。中学校へのスムーズな進学をめざして、小学6年生が中学校の体育会や文化発表会、合同授業に参加するなど、小中学校の児童生徒の交流も行っています。8月には、毎年、参加希望者を募り人権学習交流会を行っており、同学年の児童生徒と学習を深めたり、小中学生がグループになり異年齢集団による体験活動を行っています。
小学校の統廃合で通学が遠いた め、スクールバスを運行してほし い。	現在、学校再編により遠距離通学となった児童を対象に、スクールバスはすでに運行しています。
放課後子ども教室で宿題や復習 を充実してほしい。	放課後子ども教室は、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図り、主にスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することで、地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実を図ることを目的としています。
部活動を増やしてほしい。	部活動は学校の教育活動の一環として実施されており、部活動の新設、休部、廃部等については学校が、生徒数や教員数、施設状況に応じて、安全かつ適切に行えるよう調整しています。生徒数の減少により部員がそろわず、試合参加や活動に支障をきたしている部もある中で、新たに部活を増やすことは難しい状況にあります。
○ 習い事・文化施設について	
島内に習い事が少なく、情報も入ってきづらい。	習い事については公営で行っているものがありませんので、民営で行
放課後の校庭や学童等、子どもが 自分で行ける場所で習い事をや ってもらえると助かる。	っているものをインターネットや、保護者同士で情報収集してください。
図書館を減らさないでほしい。	図書館を減らす予定はございません。
○ 子どもの遊び場について	□ 目印でMのソートにはしてV よせん0
近くに子どもが遊ぶ場所がないので公園がほしい。	地域によって面積や配置に偏りがありますが、市全体では一定程度の 公園の面積が確保されています。地域や利用者により事情も異なりま すので、利用状況等を見ながら、市民の憩いの場を維持できるよう取 り組んでまいります。
子どもが戸外で遊べる公園等の マップがあれば良い。	子育てハンドブックに掲載していますのでご覧ください。

公園の遊具の支柱が腐っている ので、安全を確保してほしい。	現在、遊具等の異常や不具合等については、公園管理業務委託先からの情報や利用者、町内会からの連絡を受け、対応しています。箇所をご教示いただければ現場を確認の上、対応させていただきます。		
雨の日に遊べる場所、室内外で遊べる無料の大型施設がほしい。	現状は図書館のみで、今後は既存施設等の開放が可能かどうか安全 面、施設管理面等検証してまいります。 室外は県立淡路島公園、塩浜公園、佐野よい公園、淡路島冒険の森等 をご利用ください。		
○ 居場所、気軽な相談、交流の場	見について		
子育て学習センターの開いてい る曜日、時間が増えると助かる。	週5日(月〜金曜日)開設しているセンターもあります(津名・東浦)。 時間については、ニーズ把握に努め、今後検討いたします。		
親同士が悩みを話せる場、気軽に 話を聞いてもらえる場がほしい。 少し上の子を持つ親の体験談が 参考になる。	平日については、子育て学習センターやアルクリオ3Fにある子育て世代包括支援センター『おむすび』をご利用ください。 土日祝日については、既存施設の開放が可能かどうかについて検証してまいります。		
○ 子育て環境の安全性について			
安全に遊んだりできるところがあれば良い。	就学前の子どもであれば、平日については、子育て学習センターやアルクリオ3Fにある子育て世代包括支援センター『おむすび』をご利用ください。 土日祝日や小学生等が利用できるところについては、既存施設の開放が可能かどうかについて検証してまいります。		
地域での子どもの安全、見守り強化をお願いしたい。	子どもは淡路市の宝であり、地域で子どもを守り、育てていくことが 重要です。地域一体となった子育ての機運が高められるよう取り組ん でまいります。		
通学路を安全にしてほしい。	通学路についての保護者アンケートをもとに、警察署、各道路管理者等と連携した通学路の安全点検を年2回実施し、現状把握と改善策の検討を行っています。必要に応じ関係機関に対策の実施を求めるとともに、改善箇所一覧を市ホームページに公表しております。		
○ 病児・病後児保育について			
子どもが病気の時は、できれば自宅で過ごさせたいが、もしもの時に心強いのでニーズは増えると思う。	平成31年1月〜病後児保育を整備しています。 病児保育については現在開設する予定はありません。		
病後児保育の利用方法がわから ない。きちんと説明してほしい。	利用方法の詳細については、事業を実施している聖隷こども園夢舞台 へ直接お問い合わせください。 市の広報に掲載したり、チラシを配付する等、再度周知を図ってまい ります。		
仕事中に子どもが熱を出した時等、お迎えに行ってもらったり、 預かってもらえる環境がもっと 増えると助かる。	社会福祉協議会と協議を行い、ファミリー・サポート・センター事業 の強化を図るとともに、子育てに理解のある企業の育成、社会全体の 機運の醸成に取り組んでまいります。		
○ 小児医療について			
夜間や土日祝日等に子どもが体調を崩すと、洲本まで行かないと 病院がない。近くにあると助かる。	小児科医が少ないこともあり、休日診療は島内で1箇所に集約せざる を得ず、医療センターに隣接した洲本市応急診療所で開設していま す。		
保育所で感染性の病気にかかる。 インフルエンザ予防接種等統一 してできることはしてほしい。	インフルエンザ等の任意の予防接種は強制はできませんが、接種して いただけるよう啓発に努めてまいります。		
○障害児支援について			
発達センター等、障害児を支援する機関を設けてほしい。	児童発達支援センターの設置について検討をしてまいります。		

11 (6)	
放課後デイサービス等を増やし	障がい福祉計画・障がい児福祉計画及び利用実績に基づき推進してま
てほしい。	いります。
○ 経済的支援について	
乳幼児医療費助成の所得制限を なくしてほしい。	福祉医療制度の所得制限については、限られた財源の中で支援を必要とする方々の経済的な負担を軽減するために設けられていますので、 ご理解ください。
島外への通学のため交通費の補 助がほしい。	大学生等に対し、パールブリッジ・リターン通学者助成事業を行っています。本事業においては、20代前半の転出が多いことから、人口流出の抑制を図り、定住人口の確保及び地域活性化の促進に寄与することを目的として設けています。 高校生については、市内にある県立高校等の在り方等を考える必要があることから助成については検討課題となっております。
橋の通行料負担を軽減してほしい。	通行料金の低減化を、島内3市、近隣市町、兵庫県、関西広域連合とも連携・協力しながら、要望を行っています。 平成26年度に一定の低減化の措置はされましたが、今後も引き続き要望してまいります。
○ その他の子育て支援について	
仕事の帰りが遅い家庭のために、 子どもに食事をさせてくれる施 設があると良い。	民間のヘルパー事業所の中には、子育て家庭への派遣も行っていると ころがありますのでご相談ください。
家事代行サービスがあれば良い。	
保健師さんとの接点を5歳児ま で作ってほしい。	市役所健康増進課に保健師がいますので、お気軽にご相談ください。
○ 就労環境について	
子どもに合わせて休みがとれる、 子育てしやすい職場になってほ しい。	市内には、多種多様な事業所が存在しており、求める人材も様々です。 その中で、現在、事業者側において人材の確保が大きな課題となって います。また、働き手側においては、就職するにあたり子ども優先の 就労条件での求人情報が少ないという課題もあります。この二つの課 題を解決するために、各関係機関と連携し、合同説明会や懇話会等の 形式で両者のニーズに合った就労機会の創出及び職場環境の改善に 寄与していきたいと考えています。
子育てしやすい働き方を推奨し てもらえると助かる。	男女共同参画セミナーを毎年開催しています。 令和2年度には商工会と子育てママ達との懇話会を予定しており、引 き続き子育てしやすい職場環境や働き方を推進してまいります。
○ 情報発信について	
淡路市が行っている子育て事業、 具体的な内容をもっとみんなに 知ってもらうようにした方が良 い。	子育てハンドブック、ホームページ、広報等により周知を行ってまいります。また、タイムリーに情報が得られるツールとして、アプリ等の子育て情報配信システムの提供を検討してまいります。

淡路市子ども・子育て支援事業計画(第2期) (令和2~6年度)

令和2年3月

発行 淡路市健康福祉部 子育て応援課 〒656-2292 兵庫県淡路市生穂新島8番地 電話 0799-64-0001 (代表)